

世界中からGXに関する資金・人材・情報が集積する
アジア・世界の「金融センター」を目指した

GX金融・資産運用特区について

令和6年（2024年）5月20日
北海道・札幌市

北海道・札幌市が目指す姿（構想の概要）

北海道・札幌が有するポテンシャルの高さ

- 国は、カーボンニュートラル実現と産業競争力強化・経済成長を共に達成していくため、**今後10年間で150兆円超ともいわれるGXの官民投資**を実行するとしています。
- 北海道には、**国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャル**があり、**洋上風力、水素、蓄電池、海底直流送電網**といったインフラ投資を今後加速的に進めていく必要があります。また、データセンターや半導体産業の集積を背景に、多様性のある広大な大地を有効に活用した、AIに関する実証・実装の先進地となるポテンシャルを有しています。
- 札幌は、都市と自然が調和した世界でも類を見ない魅力的な街です。充実した都市基盤や大学などの研究機関の集積など優れたビジネス環境を有し、夏は爽やかで過ごしやすく、食料自給率223%（都道府県1位）を誇る大自然が育んだ安全で美味しい「食」、世界有数のパウダースノーなどが暮らしを彩ります。

「GX金融・資産運用特区」を通じて、めざす姿

- この、国内随一のGXポテンシャルと世界を魅了する札幌の街の魅力を活かし、**「GX金融・資産運用特区」を活用しながらGX産業のサプライチェーン構築・雇用創出**を図るとともに、新技術やイノベーションを生み出すスタートアップの創出・育成を進め、世界中から、**資産運用会社等の金融機能を北海道・札幌に呼び込みます。**
- こうした取組を通じて、北海道・札幌は、**日本の再生可能エネルギー供給基地**、世界中からGXに関する資金・人材・情報が集積する**アジア・世界の金融センター**を実現します。

めざす姿の実現に向けた取組（規制の特例措置等）

G X
関係

風力・再エネ

「洋上風力発電」拡大のための、外国船籍の船舶の利用や環境影響評価等に関する規制の緩和 など

水素

「水素サプライチェーン」構築のための、圧縮水素に係る貯蔵量上限の規制緩和 など

AI・スタートアップ

「AI実装の先進地」を目指し、スタートアップを育成・誘致しながら広大な大地等を活かした多数の実証実験の実施

高度人材確保

インフラ投資等の知見を有する投資家誘致・育成等のための、専門外国人材受入れに係る在留資格緩和 など

金融
関係

情報プラットフォーム
・認証制度

道内GX投資市場の信頼性と魅力を向上していくための、地域関係者による認証制度の整備 など

英語行政手続き

海外企業等が事業をしやすい環境を整備するための、英語による行政手続きの届出等の実施 など

資金調達・金融支援

金融機関が、地域のGX産業振興等に向けて期待される役割をより果たせるよう、**一定の銀行業高度化等会社の業務へのGX業務を追加**

目指す姿

全道域のGX産業の振興



札幌市域での金融機能の強化・集積



日本の再生可能エネルギーの供給基地
アジア・世界の金融センターの実現

北海道・札幌「GX 金融・資産運用特区」の実現（目指す姿）

- 国は、カーボンニュートラル実現と産業競争力強化・経済成長を共に達成していくため、今後10年間で150兆円超ともいわれるGXの官民投資を実行するとしています。
- 北海道には、国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャルがあり、洋上風力、水素、蓄電池、海底直流送電網といったインフラ投資を今後加速的に進めていく必要があります。
- また、データセンターや半導体産業の集積を背景に、多様性のある広大な大地を有効に活用した、AIに関する実証・実装の先進地となるポテンシャルを有しています。
- 札幌は、都市と自然が調和した世界でも類を見ない魅力的な街です。充実した都市基盤や大学等の研究機関の集積など優れたビジネス環境を有し、夏は爽やかで過ごしやすく、食料自給率223%(都道府県 1 位)を誇る大自然が育んだ安全で美味しい「食」、世界有数のパウダースノーなどが暮らしを彩ります。
- この、国内随一のGXポテンシャルと世界を魅了する札幌の街の魅力を活かし、「GX 金融・資産運用特区」を活用しながらGX産業のサプライチェーン構築・雇用創出を図るとともに、新技術やイノベーションを生み出すスタートアップの創出・育成を進め、世界中から、資産運用会社等の金融機能を北海道・札幌に呼び込みます。
- こうした取組を通じて、北海道・札幌は、日本の再生可能エネルギー供給基地、そして、世界中からGXに関する資金・人材・情報が集積する、アジア・世界の「金融センター」を実現します。

我が国のGXをリードする北海道①「8つのGXプロジェクト」

北海道の再生可能エネルギーのポテンシャルは全国随一。
この再エネポテンシャルを背景に、北海道ではGX投資に向けた
様々な取組が動きはじめています。

洋上風力関連産業

- 道内 **5箇所**が「**有望な区域**」に選定。
2箇所(浮体式)が「**準備区域**」に整理。

1	石狩市沖	
2	1 岩宇・南後志地区沖	
3	2 島牧沖	
4	檜山沖	有望な区域
5	松前沖	準備区域

- 全国の洋上風力案件形成目標45GWのうち、
1/3の15GWが北海道



海底直流送電

- 日本海ルート200万kWについては、**2030年度を目指して整備**(GX基本方針)

蓄電池

- 蓄電池(**系統用蓄電池**や**地域マイクログリッド**の蓄電池)工場の立地



- 風力発電の出力調整用設備として、豊富町に**世界最大規模の系統蓄電池**(72万kW)を設置
(出典)北海道北部風力送電

次世代半導体

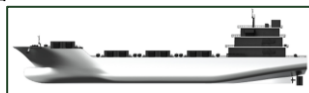
- ラピダス社の立地決定**
総額5兆円規模の投資が見込まれる(千歳市)
(同社による)



(作図協力: 鹿島建設)
Rapidus(株)作成資料

電気及び水素運搬船

- 電気運搬船建造中の**Power X社**は
室蘭市、苫小牧港管理組合とそれぞれ連携協定を締結



SAF

- 本邦エアラインにおいて2030年度まで導入割合10%を目標
- 苫小牧市では、全国7カ所で選定された**先進的CCS**への取組が始められており、水素製造と合わせて、将来SAFを含む合成燃料の製造が期待



データセンター

- 国が九州とともに**北海道をデジタルインフラ整備の中核拠点**として位置づけ
- これまで44箇所のデータセンターが立地(道庁調べ)
- ソフトバンクの苫小牧への立地決定**
- A Iに関する実証・実装促進地域の全道展開



水素



- 北海道電力では、**1 MW級**の水電解装置(水素発生量200Nm³/h)などを設置
(出典)ほくでんウェブサイト
- 札幌市では、環境省「脱炭素化先行地域」で、大型車両に対応した定置式水素ステーションの整備など「**水素モデル街区**」を盛り込む
- 国が進める全国8ヶ所の水素・アンモニア**供給拠点の整備**とともに、15年間で**3兆円規模の価格差に着目した支援策**について、**道内**でも**選定**されるよう**推進**

我が国のGXをリードする北海道②「投資ポテンシャル」

全国一の再エネポテンシャル

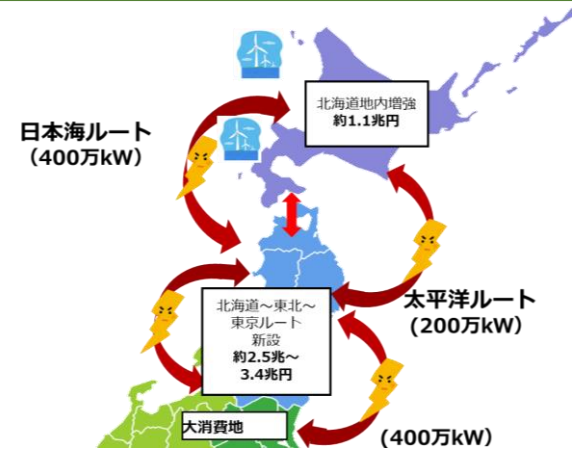
- 【風力発電】 全国1位
- 【太陽光発電】 全国1位
- 【中小水力発電】 全国1位
- 【地熱発電】 全国2位

海底直流送電網

＜広域連携系システムマスタープラン＞

【必要投資額(概算)】

- ・北海道地域内増強
⇒約1.1兆円
- ・北海道～東北～東京(新設)
⇒約2.5～3.4兆円



SAF ＜GX実現に向けた基本方針＞

- ・製造技術開発、大規模実証、製造設備等への官民投資
- ⇒今後10年間で約1兆円【全国】

次世代半導体

＜半導体・デジタル産業戦略＞

- ・全世界の出荷額
2020年約50兆円⇒2030年約100兆円

▼ラピダス社の立地決定
⇒総額5兆円規模の投資見込(同社による)
⇒関連産業の立地表明が相次ぐ



水素 ＜水素基本戦略＞

- ・2030年導入目標300万tに加え、2040年目標1200万t、2050年目標2000万t
- ・官民合わせて15年間で15兆円【全国】のサプライチェーン投資計画を検討中

蓄電池 ＜蓄電池産業戦略＞

- ・世界市場の推移
2019年約5兆円
- ⇒2030年約40兆円【世界】

洋上風力関連産業 ＜経済産業省試算＞

- ・45GW導入時の経済波及効果(経産省試算)
⇒2050年 約2兆円
- ・(参考)洋上風力産業ビジョン
⇒2040年に全国で45GW

データセンター

＜情報通信白書(総務省)＞

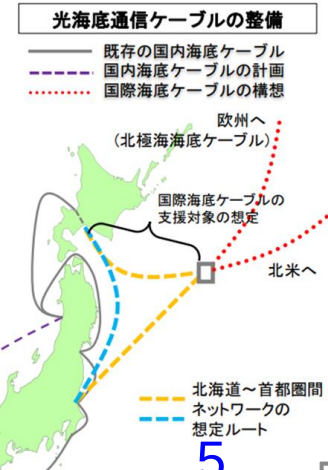
- ・日本のDCサービス市場規模 2022年約2兆円
⇒2026年 約3兆円

＜デジタル庁(DC等)整備に関する有識者会合＞
「中間取りまとめ2.0」
・北海道にデータセンターの中核拠点を優先的に整備

＜デジタル田園都市国家
整備計画＞

- ・2025年度迄に日本周回ケーブルを整備、陸揚局も分散立地

※北海道では国際海底ケーブルの陸揚げ実現を目指している



今回の特区提案における「洋上風力発電」と「水素」

今回の**特区提案**のうち、重点分野「GX関係」で、特に**ポイントとなる項目**が「**洋上風力発電**」と「**水素**」に関する提案。

今回の特区提案

洋上風力発電 関係

- 洋上風力発電の設置・保守に係る外国船籍の船舶の活用
- 外国人船員等が乗船する船舶の海外港への寄港要件の緩和 ほか

水素 関係

- 圧縮水素の貯蔵量上限の緩和 ほか



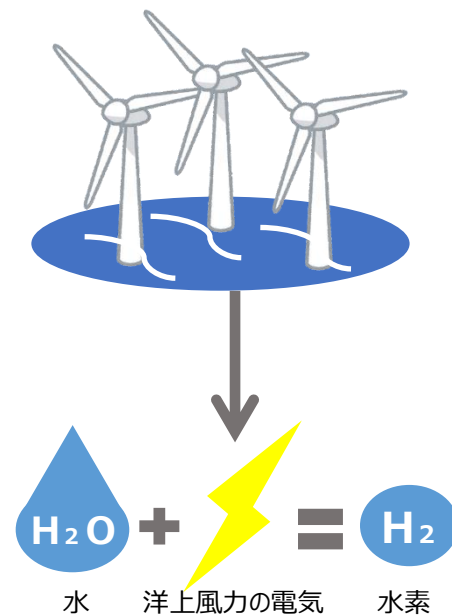
その狙い

洋上風力発電 関係

- **外国船籍、外国人船員の円滑な導入**に伴い、事業計画が立案しやすく事業参入を促進。また、洋上風力関連産業の発展、地域活性化が期待

水素 関係

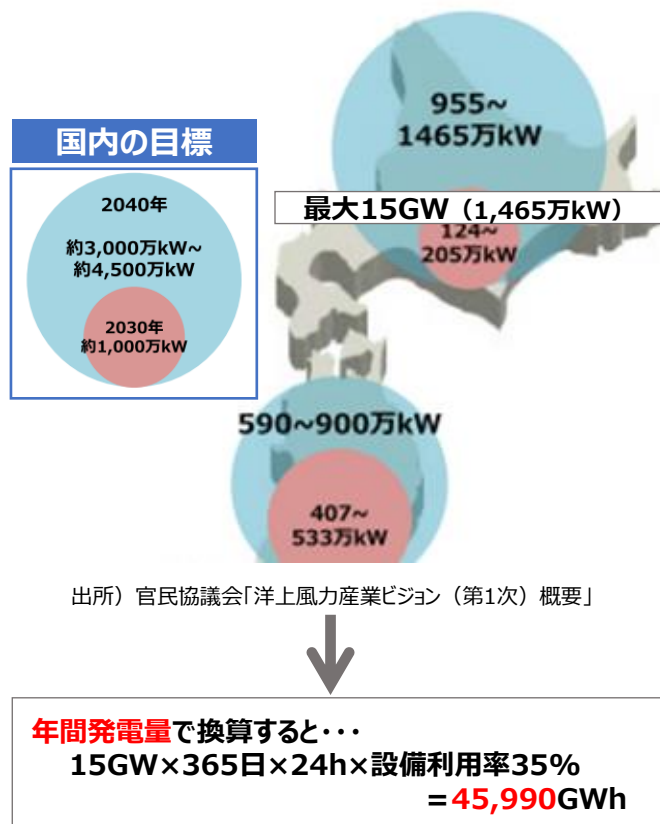
- **圧縮水素の貯蔵量上限の緩和**により、商業施設等での水素燃料電池設置が拡大。



再エネ拡大の切り札「洋上風力発電」

洋上風力の案件形成目標は国内45GWで、そのうち道内は15GW。この規模は、約1,000基の風車に相当し、地元経済への波及効果が大きい。また、北海道の年間電力需要量の約1.5倍に相当し、今後はグリーン電力の利活用が重要。

洋上風力の案件形成目標



導入目標
15GWは

風車約
1,000基
に相当(※)

(参考) 日本で最初の大型商用洋上風力発電
(秋田港・能代港)



出所) 秋田洋上風力発電(株)資料

参考) 2023年1月に全面運転開始。**33基**
(1基4,200kW、計14万kW)。発電機は、ベスタス (デンマーク)。総事業費約1,000億円。

※) $1,465\text{万kW} \div 1.5\text{万kW/基} = 976\text{基}$ 。石狩湾新港洋上風力発電所の0.8万kW/基よりも大きい、1.5万kW/基で計算

<効果1>
地元経済への波及



導入目標
15GWは、
年間発電量
(45,990GWh相当)

北海道の
年間需要電力量
(30,078GWh)の
約1.5倍
相当

年間需要電力量 (2022年度)

地域	年間需要電力量 (百万kWh (GWh))
計	870,049
北海道	30,078
東京	279,645

出所) 電力広域的運営推進機関「電力需給及び電力系統に関する概況」

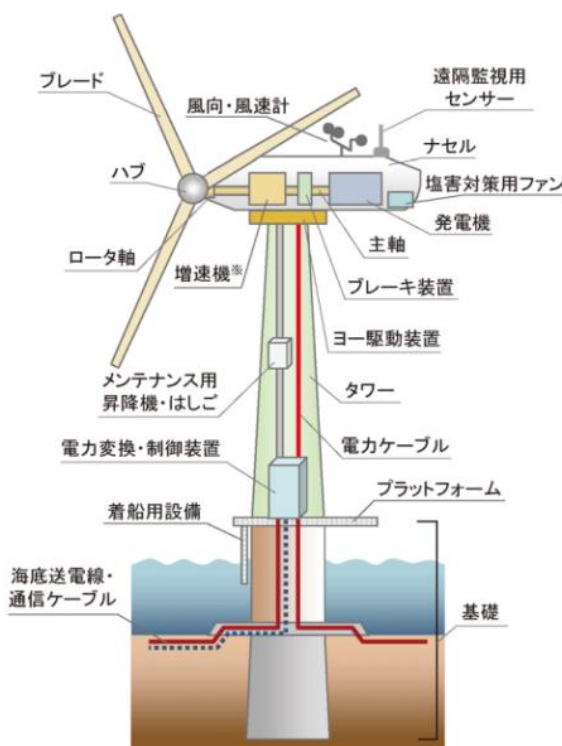
<効果2>
グリーン電力の利活用



<効果1> 地元経済への波及効果①

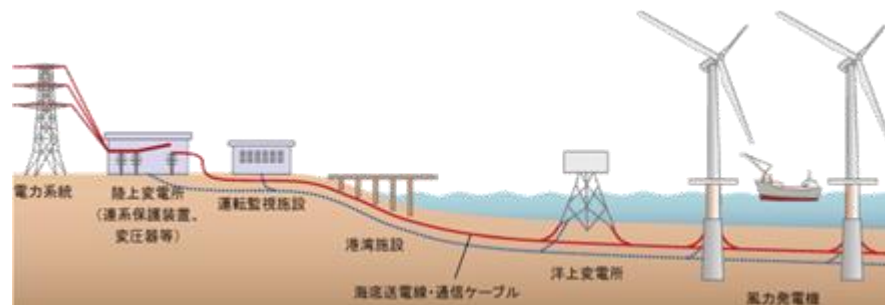
洋上風力発電は、構成する部品数や施設が多数に及び、事業は約30年の長期にわたる。このため、関連サプライチェーンの構築など、地元経済への波及効果は大きい。

構成する部品数



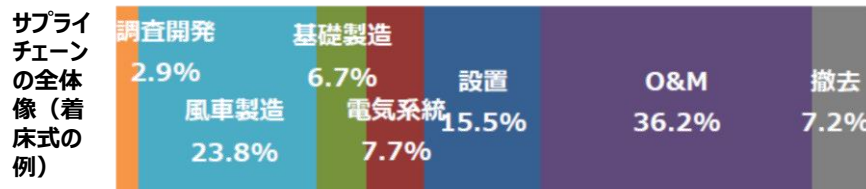
出所) NEDO「NEDO再生可能エネルギー技術白書 第2版」

構成する施設



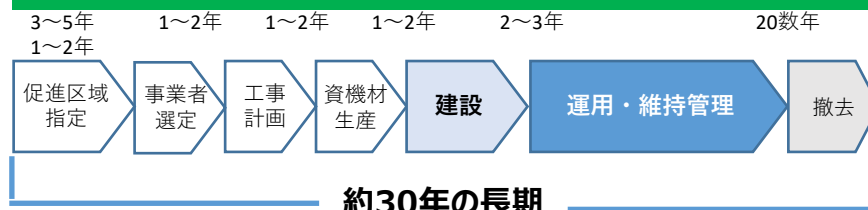
出所) NEDO「NEDO再生可能エネルギー技術白書 第2版」

参考) 風力発電機のほかに、運転監視施設、陸上変電所、送電ケーブル、港湾施設（作業船の出航、関連設備の保管等）、洋上変電所などが必要



出所) 官民協議会「洋上風力産業ビジョン（第1次）概要」

事業の長さ



出所) 国土交通省「洋上風力発電を通じた地域振興ガイドブック」から一部修正

大きな地元経済への波及効果

- ✓ 構成する部品や施設が多数
- ✓ 調査・開発から、製造、建設、保守・運営といった幅広い事業活動
- ✓ 事業は約30年の長期



- 発電機は、海外から輸入するが、「調査、設計」、「組立、設置」、「運用、維持管理」などのフェーズでは、地元企業の参入可能性がある。

<効果1> 地元経済への波及効果②

今後1,000基相当の風車が必要となるが、道内の5つの有望区域では、1/4にあたる250基相当のポテンシャルがある。今後は、その建設に携わるSEP船の確保が課題。さらに、ポテンシャルが大きいEEZへの設置が可能になると、洋上風力発電が大幅に拡大する可能性。

道内の5つの有望区域（再エネ海域利用法）



国の系統調査における5区域の出力規模の試算結果

区域	配置想定	下限値（10MW基数）	上限値（15MW基数）
①石狩市沖	2列	910MW (91基)	1,140MW (76基)
②岩宇・南後志地区沖	1列又は2列	560MW (56基)	705MW (47基)
③島牧沖	1列	440MW (44基)	555MW (37基)
④檜山沖	1列	910MW (91基)	1,140MW (76基)
⑤松前沖	1列	250MW (25基)	315MW (21基)

※ 前提条件に基づき機械的に配置検討を行ったものであり、防衛レーダーその他の要因によって別途制約が生じる可能性があるため、この規模で設置できることを担保するものではない。
(令和4年度「洋上風力発電に係る系統容量の暫定確保を想定した事前調査等検討業務」による試算結果)

北海道の目標15GWのうち
3.9GWが、5区域で確認

385.5万k[3.9GW]
(257基)

出所) 北海道「成長するGX 洋上風力発電関連産業セミナー」資料2（洋上風力政策について（資源エネルギー庁資料））

洋上風力発電の建設に必要なSEP船



秋田港・能代港の場合

2022年7月から9月にかけて、SEP船により、33基のタワー・ナセル・ブレードの据付を実施
※設置に適した日本海側は、気象・海象・漁期の関係で、洋上工事が可能な時期が夏季中心に限定される。



国内のSEP船は限定

【今後導入される15MW級に対応できる日本船籍のSEP船】

- ✓ 清水建設「BLUE WIND」
- ✓ 五洋建設等「CP16001」
- ✓ 戸田建設等「JWFC SUNRISE」
- ✓ 日本郵船（2026年竣工に向け造船中）

今後の建設需要への対応が課題

今回の特区提案

（外国船籍の船舶の活用）

出所) SEP船の画像は、国土交通省「洋上風力発電の導入促進に向けた港湾のあり方に関する検討会（第1回）」

<効果2> グリーン電力の利活用（水素）①

洋上風力発電によるグリーン電力は、次世代半導体製造拠点（ラピダス社）やデータセンターで活用が見込まれるほか、グリーン水素に変換。さらに、蓄電池により需給調整を図るほか、海底直流送電等による道外移出などにより有効活用

グリーン電力の活用

（グリーン電力の有効活用）

次世代半導体



ラピダス社（千歳市）

データセンター



ソフトバンク（苫小牧市）

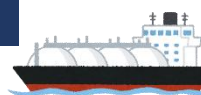
水素

- 水素は、発電や熱エネルギーとして活用でき、その際にCO2排出がない。また、電気分解により、水から取り出せるほか、化石燃料（石油、天然ガス）などからつくることが可能。製鉄所・化学工場から副次的に発生。

グリーン
水素

再エネ電気を使って、水を電気分解することで製造

水素運搬船



SAF

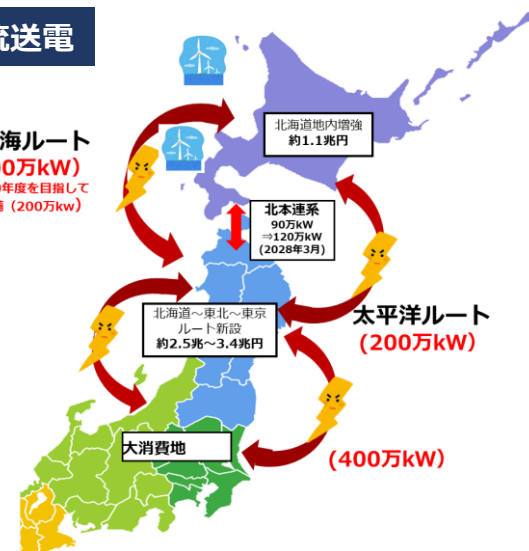
（持続可能な航空燃料）

- CO2と水素から合成されるSAF（将来的には、苫小牧地域でのCCUSなどでの生産を期待）



海底直流送電

日本海ルート
(400万kW)
※2030年度を目指して
先行整備 (200万kW)



蓄電池



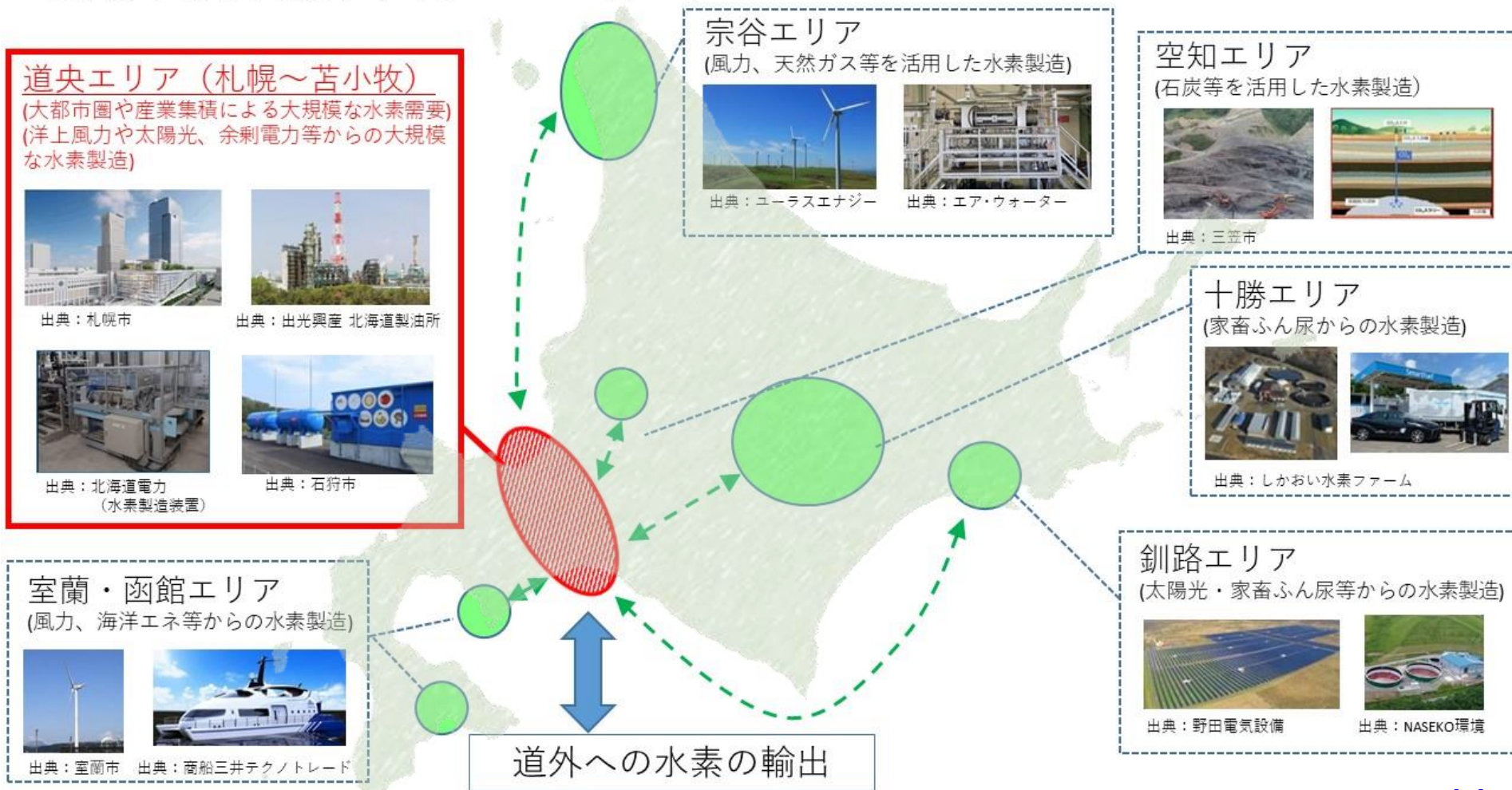
電気運搬船



<効果2> グリーン電力の利活用（水素）②

道内各地での地産地消や道央エリアの需要をテコとした需給一体型のサプライチェーン構築により、本道は「国産水素の拠点化」を目指す

<道内における水素サプライチェーンのイメージ>



<効果2> グリーン電力の利活用（水素） ③

札幌市では、水素サプライチェーンの構築を目指し、さまざまな用途での水素利用など、市内における需要創出に向けた取組を展開

初期普及／実証段階 | 2024-2026年度

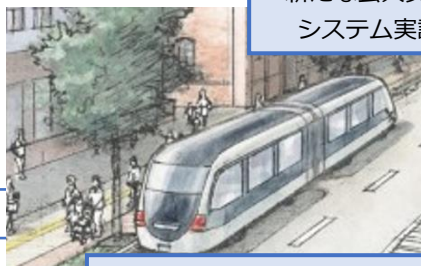


FCアシスト
3輪車／2輪車



水素暖房機

新たな公共交通
システム実証



FCトラック実証



次世代型水素燃焼
システムの開発

中期普及 ／社会実装初期段階 | 2027-2030年度



- ・北海道新幹線札幌駅の燃料電池の導入検討
- ・北5西1・西2地区の燃料電池の導入検討

北海道新幹線延伸を見据えた
新たな公共交通システムでの水素活用



地域熱供給における
水素ボイラーの導入



特殊車両のFC化



大型集客施設への
燃料電池の導入

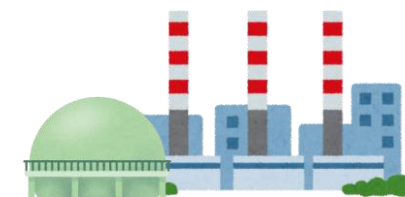
本格普及／社会実装段階 | 2030年度～



市内の工業団地における
水素活用



データセンター等の
AI系企業に対する
グリーン水素の供給



火力発電の水素混焼や、
メタネーションによるe-メタンの活用など

<効果2> グリーン電力の利活用（水素）④

札幌市において、市内における需要創出に向けた取組を展開するうえで、障壁となる3項目について、規制緩和を提案。



海外の金融・資産運用会社の札幌進出のポテンシャル

- **40兆円規模のGX投資**を呼び込むためには、国内だけでなく**海外からの投資機関の呼び込み**が必要不可欠
- 海外インフラファンドがGX事業に投資する場合、**投資先案件に近い場所に拠点を設ける**事例も多い。
- **北海道GXの投資案件、都市の魅力、特区制度の活用**により、札幌は進出先として高いポテンシャルを有する。

開発案件近くに拠点を開設する理由（海外投資機関の一例）

GX投資は完工リスク、
操業リスク、需要変動リスク
など様々なリスクあり

- 開発案件の現場近くで専門的な知見を持った人材によるモニタリングを行う。
- 案件開発のための現地情報の収集・分析、投資案件の調査・評価、投資後のモニタリング等を行う。

投資先案件に
近い場所に
拠点設置

海外インフラファンド等
海外投資機関の
札幌進出のポテンシャル

海外投資機関の進出先拠点の選定ポイント

選定ポイント

弁護士、金融サービス業者等の専門事業者、
その他関連事業者が身近にあること

高度人材を惹きつけるような都市の魅力

ビジネスパートナーのオフィスへの近接性

国内・海外ハブとの接続性の良い交通
インフラが整備されていること

【海外インフラファンドの北海道事業への進出事例】

ヨハン・ゲルン・インフラストラクチャー・パートナーズ（デンマーク）が三菱重工と北海道（島牧沖及び檜山沖）における洋上風力発電プロジェクトの開発を目的に北海道洋上風力開発合同会社を2019年4月に設立

特区の活用・まちの魅力

英語のみで行政手続きが完結できる体制の構築 など
（関係省庁と連携した英語ワンストップ窓口の運営）

- ・ GXスタートアップ投資家向け在留資格の創設
- ・ インターナショナルスクールの誘致
- ・ 安全で美味しい「食」、世界有数のパウダースノー など

都心部での高機能オフィスの確保 など
（ゼロカーボン推進ビルの建設促進）

- ・ 丘珠空港のビジネスジェットの利用促進
- ・ 40分圏内に国際空港である新千歳空港が立地 など

金融機能の強化集積により北海道・札幌が目指す姿

北海道のGXポテンシャルと札幌の街の魅力を背景に、世界の資産運用会社等呼び込み
北海道・札幌を日本の再生可能エネルギー供給基地、アジア・世界の「金融センター」へ

【資金】調達環境の整備・経営支援

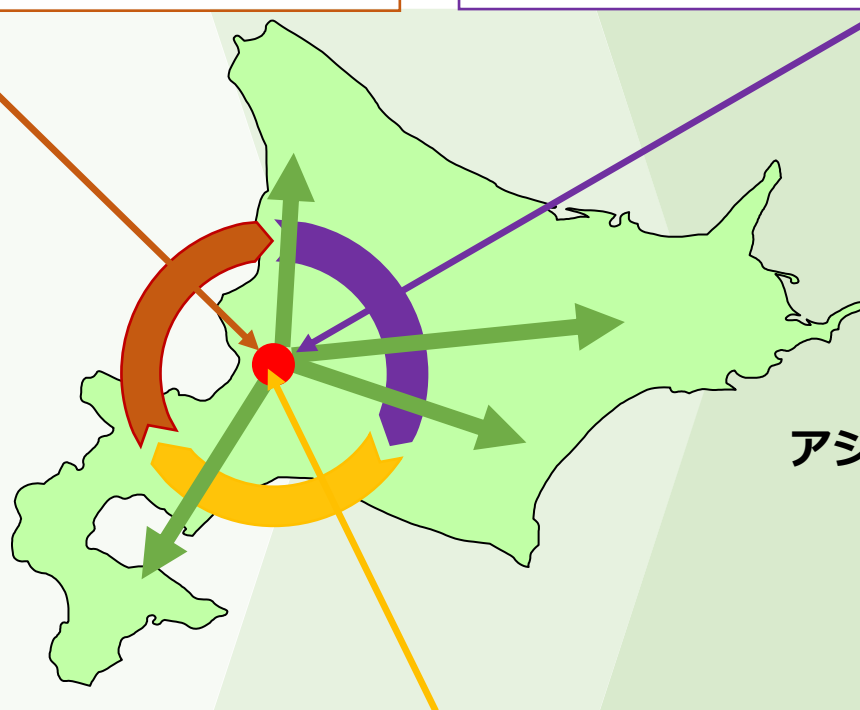
多様な資金調達スキームを実現し、GX産業への資金を呼び込みます

【投資家】英語対応等による投資環境の整備

手続きの英語対応で、世界中から投資家や企業を呼び込みます

取組み

札幌を拠点に国内外から
資金・投資家・情報
を呼び込み、
北海道のGX産業を活性化



目指す姿

エネルギーの供給基地
・
アジア・世界の「金融センター」

【情報】情報発信の強化と認証制度による投資市場としての魅力向上

GXに関心を持つ投資家が必要とする情報を集約するプラットフォームと地域による個々の事業を認証する制度の構築、国際会議等での情報発信などにより、道内GX投資市場の信頼性と魅力を向上させます

金融機能の強化集積の中核を担う「GX事業認証制度」

- 地域関係者が連携した枠組みの下で、国際的なグリーン投資の目線にも適い、地域と協働してGXを進める企業による事業等に対して「認証」を付与。
- 国際的なグリーン投資の認証基準に基本的に基づきつつ、地域との協働・波及効果等の地域連携の観点、同企業の国内における責任ある事業の実施体制等を取り込み、道内の持続可能かつ健全な投資市場を形成。

地域関係者が連携した枠組み整備

国際的なESG基準（例）

Environment

- ・ CO2等の温室効果ガス排出量
- ・ 水資源の再利用率
- ・ 原材料のリサイクル率
- ・ 生物多様性への取組状況

Social

- ・ 人的資本の充実にに向けた教育等の取組状況
- ・ 従業員の健康・働き方等の充実
- ・ 製品・サービスへの責任の明確化

Governance

- ・ 企業倫理の方針・体制整備
- ・ 会計監査等の適切な実施
- ・ 経営管理・ガバナンス整備の状況



- ・ 国際的なグリーン基準に地域環境への配慮を追加

Environment

- ・ 地域資源等への配慮
- ・ サプライチェーンの環境配慮



- ・ 地域社会等との連携・協働、事業基盤など総合的に検討

Social

- ・ 地域自治体等の協働方針
- ・ 地域コミュニティとの対話
- ・ サプライチェーンと雇用の充実効果



- ・ 評価の枠組み・主体についても、地域の自治体・市場関係者等が連携

Governance

- ・ 地域で継続的に事業を推進する組織基盤
- ・ 情報公開への対応

目指す姿

持続可能な生態系
地域における環境産業基盤

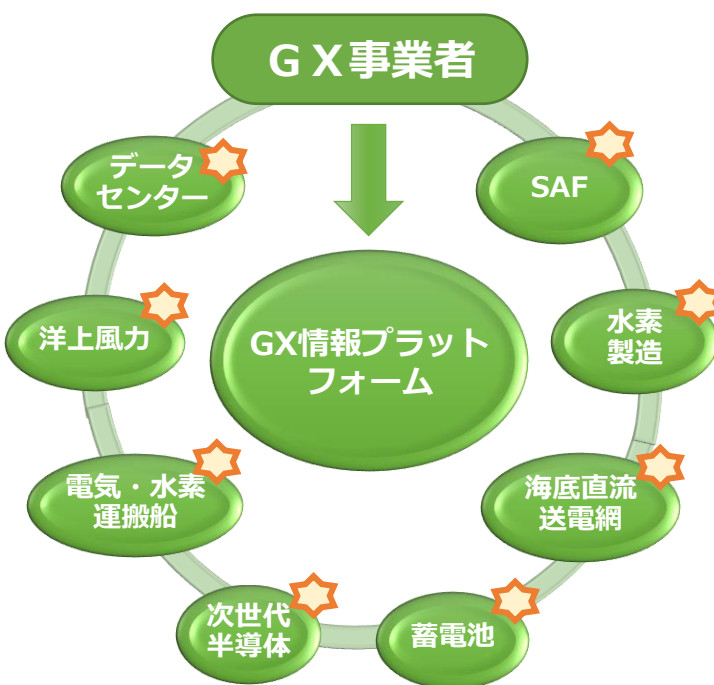
民間の活力やソリューションを
活かした地域づくり

事業者の社会規範の尊重・遵守
が期待

認証を活用した様々な市場環境整備のあり方

- プラットフォームと認証制度で事業者と投資家、そして地域を結び付け、資金と情報が集まることで投資市場とGX産業の継続的な成長を実現。

道内のGX事業情報プラットフォーム



個人投資家

- ・ NISA成長投資枠を活用し、国際的なグリーン基準に基づく認証を取得した投資商品（投信）を通じ、息の長い地域GX・事業の成長に参画

機関投資家

- ・ 地域事業者や地域コミュニティとの協働等、投資判断に直結し得る情報を効果的に収集

金融機関

- ・ 顧客企業の技術を活かした取引や事業展開先の確保など、顧客の事業展開（ビジネスマッチング）の支援に活用

大学・支援機関

- ・ 地域発創業企業とベンチャー投資家などGX企業と投資家のマッチングに活用

G X事業者

- ・ 地元自治体等と良好な連携が構築された優良企業であることがアピールできるほか、モデル的事業として発信
- ・ 認証による投資先としての魅力向上
- ・ サプライチェーン構築に資する
- ・ パートナー企業の検討ができる
- ・ 知事や首長からの表彰や写真撮影

自治体

- ・ 目指すべき地域の姿や再エネ促進区域を示すことができる
- ・ GX推進自治体というブランド発信や再エネ企業の誘致に付加価値が生まれる
- ・ 地元発注につなげるなど関係人口の増加と経済効果の拡大が狙える。
- ・ 事業者のコンプライアンス順守が期待
- ・ 違法就労等の未然防止が期待

北海道・札幌「GX 金融・資産運用特区」の取組一覧

◆取組のポイント

- ①国内随一の再エネポテンシャルを最大限に活用した、**GX産業の集積と金融機能の強化集積**。
- ②GX事業情報や投資情報等を集約し、事業者と投資家を結びつける**GX情報に関するプラットフォーム「(仮称) Sapporo-Hokkaido Green Hub」**を構築。
- ③道内のGX事業を国際基準で認証する「**GX事業認証制度を創設**」し、世界中の投資意欲を喚起。
- ④新技術やイノベーションを生み出す「**スタートアップの創出・育成**」、GX産業を支える「**人材確保・人材育成**」を強化。
- ⑤北海道の多様性のある広い大地を有効に活用し、「**AIに関する実証・実装促進地域**」を設定。

◆特区における取組一覧

国への提案	地元の主体的な取組		
国際競争力ある制度やルールの構築	快適なビジネス環境の整備	魅力溢れる生活環境の整備	誘致活動・情報発信の強化 スタートアップ・人材育成の強化
①規制緩和等(国) ・協働投融資の推進等 (事業全体に対する担保権の制度化等) ・行政手続の英語対応 (会社設立時の各種手続きの英語化) ・GX産業集積 (高度人材ポイント制に係る特別加算の条件緩和、水素の貯蔵上限緩和等) ・スタートアップの創出・育成強化 (スタートアップビザ、事業所確保要件の緩和等) ②税制優遇等(国税) ・金融機能の強化集積 (GXスタートアップへの出資に係る税制優遇等) ・GX産業集積 (GX事業の設備投資に係る税制優遇等) ③整備・支援等 ・(仮称) Sapporo-Hokkaido Green投信 ・GX産業集積 (水素ステーション保安検査の簡略化等) ・AI活用 ④国の支援機関の設置等 ・GX推進機構の一部機能の札幌移転 ・拠点開設サポートオフィスの札幌開設 ・デジタル行政改革会議、AI北海道会議の設置	①規制緩和等(札幌市) ・行政手続の英語対応 (住民登録・住民票、印鑑登録・印鑑証明書の英語化) ②税制優遇等(道税・市税) ・金融機能の強化集積 (札幌初進出の金融系外国企業への税制優遇等の検討) ・GX産業集積 (北海道・札幌市でGX事業を行う法人への税制優遇等の検討) ③ビジネス・暮らしの英語ワンストップ相談窓口の開設 ・英語でビジネス及び従業員の暮らしに関する相談対応 ・英語対応専門の土業確保 ・各種手続きの代行サービス ・英語対応可能な保育、教育、病院等の情報提供 ④高機能オフィス確保 ・(容積率緩和等による整備誘導等) ⑤丘珠空港のビジネスジェット利用促進 (国内外の空港調査等) ⑥諸外国から新千歳空港への直行便の拡充	⑦インターナショナルスクール誘致、新たな国際化加入(海外大学でも通用する国際教育プログラム)導入校の設置検討 ⑧キャッシュレス化の促進 (タッチ決済による地下鉄乗車実験) ⑨外国人の安全・快適な移動に資する案内サイン等の充実	⑩海外資産運用会社等の誘致強化 (誘致体制の拡充等) ⑪GX事業を行う企業の誘致強化・ビジネスマッチング拡充 (道市共同トップセールス実施等) ⑫スタートアップの創出・育成強化、ビジネスマッチング拡充 (GX分野のネットワークを有するマネージャーの配置等) ⑬GX情報プラットフォーム [(仮称) Sapporo-Hokkaido Green Hub]構築、GX事業認証制度 [(仮称) Sapporo-Hokkaido Green Label]創設 ⑭人材確保・人材育成の強化 (産業、商工・中小事業者、金融機関、学生それぞれに向けた普及啓発・情報発信) ⑮GX、環境金融関連の国際会議・イベント等による情報発信強化

北海道・札幌「GX 金融・資産運用特区」の推進体制

令和5年6月23日に設立した、21の産学官金から成るGX・金融コンソーシアム「Team Sapporo-Hokkaido」において、GX 金融・資産運用特区を活用した取組を推進していく。

「Team Sapporo-Hokkaido」について

(1) 設 立 日：令和5年6月23日（金）

(2) 設立目的

北海道が持つ国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活用し、GX産業集積と金融機能の強化集積を両輪で進め、その相乗効果により、日本の再生可能エネルギー供給基地、そして、世界中からGXに関する資金・人材・情報が集積する、アジア・世界の「金融センター」を実現する。

(3) 共同代表

札幌市副市長 町田隆敏、北海道副知事 三橋剛

(4) 構成機関

【官公庁】

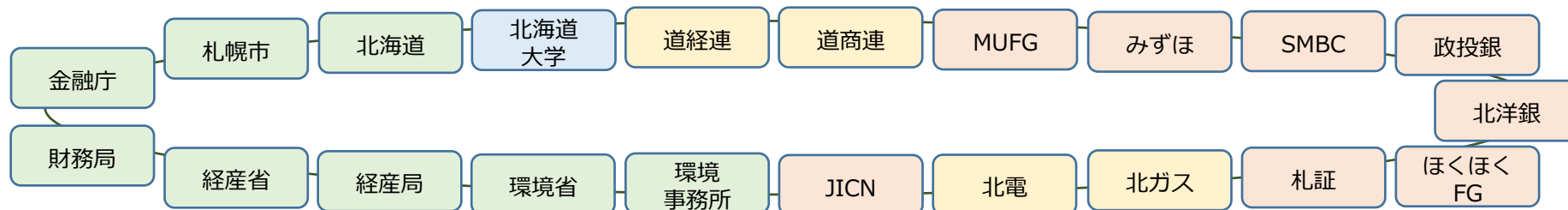
札幌市、北海道、金融庁、経済産業省、環境省、北海道財務局、北海道経済産業局、北海道地方環境事務所

【金融機関】

北洋銀行、ほくほくフィナンシャルグループ、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、日本政策投資銀行、脱炭素化支援機構

【大学、経済界、エネルギー事業者等】

北海道大学、北海道経済連合会、北海道商工会議所連合会、札幌証券取引所、北海道電力、北海道ガス



個別の規制改革事項の全体像①（これまで特区WGでご議論いただいている項目）

【G X 関係】

	提案項目	提案概要
風力・再エネ	洋上風力発電の設置・保守に係る外国船籍の船舶の活用	国内における洋上風力発電の設置・保守に、日本船籍の船舶のみでの対応が困難な場合には、海外で施工・保守等の実績のある船舶に限り、外国船籍の利用を特例として認めることができるような法令の改正
	外国人船員等が乗船する船舶の海外港への寄港要件の緩和	北海道沿岸における洋上風力発電設置に係る船舶（SEP船等）及び保守に係る船舶（SOV等）については、外国人船員・作業員が乗船する船舶に求められる60日以内の海外港への寄港を緩和する、北海道を特例とする法令の整備
	排他的経済水域を活用した洋上風力発電の拡大	洋上風力発電設備の建設場所を排他的経済水域に広げるための法的枠組みの整備。併せて北海道知事との調整ルールの整備
	再エネ導入に係る環境アセスにおける国・地域セントラル方式の拡大	再エネの環境アセスに関し、市町村が環境調査を行うなど一定の条件を満たす場合に限り、事業者の配慮書・方法書の作成を不要とする規制の特例を実施
水素	圧縮水素の貯蔵量上限の緩和	圧縮水素の貯蔵又は処理に供する建築物は、用途地域ごとに一定数量を超える場合に建築規制がかけられているが、水素ステーションと同様に、高圧ガス保安法等で必要な安全基準を設定の上、貯蔵量上限規制の適用を除外する法令改正
材 高 確 度 保 人	高度人材ポイント制に係る特別加算項目の条件緩和	出入国在留管理上の優遇措置を講ずる高度人材ポイント制の特別加算における外国人材の就労先について、地方公共団体から認証等の非金銭的な支援を受ける企業もポイント加算の対象とする法令改正

個別の規制改革事項の全体像②（これまで特区WGでご議論いただいている項目）

【金融関係】

	提案項目	提案概要
資金調達・経営支援	GXスタートアップ投資家向け在留資格の創設	資産額やスタートアップへの投資実績等を基に、一定額を日本国内に投資すること等を要件として、投資家向けビザを創設
	補助金適正化法の適用除外	データセンター等の補助金を活用して取得した施設について、担保権の柔軟な設定が認められるよう「財産処分承認基準」を改正
	GX事業に係る保証付き融資制度の整備	GX事業を行う中小企業が保証協会を利用した資金調達を行う場合に、GX事業に係る設備資金等については無担保とすることを明確化した新たな保証制度を整備
	一定の銀行業高度化等会社の業務へのGX業務の追加	銀行法で定める一定の高度化等業務の内容に、新たにGX関連産業を追加する法令改正
英語行政手続き	英語での行政手続（在留資格）	上陸申請や在留資格認定証明書の申請について、添付書類を含めて英語での資料提供を可能とする法令改正
	英語での行政手続（定款認証、商業登記）	株式会社の定款本書の英語提出の許容及び実体的な運営上も、英語で作成した書類の提出を認める体制の整備
	英語での行政手続（健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働保険）	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働保険に関する届出の英語様式を作成。実体的な運営上も、英語で作成した書類の提出を認める法令改正

個別の規制改革事項の全体像③（今後検討を要する項目）

【G X 関係】

	提案項目	提案概要
再エネ・風力	洋上風力のセントラル方式の的確な執行	セントラル方式として実施する風況や海底地質調査の的確な執行
	海底直流送電の早期運転開始に向けた金融支援	海底直流送電の早期運転開始に向けた金融支援等の対応
水素	インフラを活用した系統増強や水素パイプラインの敷設の推進	水素の供給や利用促進を図るため、電気事業法、ガス事業法、高圧ガス保安法の規制要件を統合・簡素化するとともに、道路法や消防法等の関係法令も含め、水素保安など安全規制体系を整備
	水素ステーションにおける保安検査の簡略化	水素ステーションにおける日常点検として、使用開始、終了時のほか、運転中に1日1回以上作動状況の点検を行うことが規定されているが、開始、終了時又は運転中のいずれかで点検を行うこととする改正
S U A I	AIを活用した自動運転の実装に向けた社会的ルールの整備等	積雪寒冷地における自動運転の実装に向けた社会的ルールの整備及び新たなモビリティサービスの積極的な事業化に向けた環境整備
	デジタル行財政改革会議 AI北海道会議の設置	デジタル行財政改革のもとに新たに「A I北海道会議」を設置

【金融関係】

	提案項目	提案概要
資金調達・経営支援	GX推進機構の一部機能の札幌移転	GX推進機構が担う民間のGX事業への債務保証などの金融支援機能について、北海道の金融機能が集積する札幌への移転
	GX事業そのものの価値を担保化するGreen Mortgage制度の創設	GX事業の安定性・成長性を加味した、事業全体に対する担保権の制度化等の創設
英語行政手続き	拠点開設サポートオフィスの札幌開設	拠点開設サポートオフィスの札幌への開設

国家戦略特別区域基本方針 指定基準との適合性①

指定基準	特区提案と指定基準との適合性
区域内における 経済的社会的効果	➤ 国が今後10年間で創出する<u>150兆円超のG X 官民投資のうち、北海道において40兆円を呼び込む見込みであり、G X 産業を促進・経済活性化。</u> ➤ 例えば、洋上風力発電では、建設時の効果に加え、施設設備の部品供給に伴うサプライチェーンの構築や雇用創出など、<u>長期にわたり大きな経済効果が期待できる。</u> ➤ G X 産業集積の活発化に伴い、海外インフラファンドの札幌への拠点開設が進むなど、G X 産業の集積と金融機能の強化集積を両輪で進めることにより、<u>大きな経済的社会的効果が期待される。</u>
国家戦略特区を超えた 波及効果	➤ 本提案のG X 関連の規制緩和は、日本各地で行われている洋上風力発電や水素関連事業の取組を加速するものであり、<u>全国的な経済効果を生み、日本の国際競争力の強化に寄与。</u> ➤ 洋上風力発電などにより創出された大量のグリーンエネルギーの道内への供給及び道外移出により、<u>日本のエネルギー自給率向上に寄与。</u>2050年の我が国のカーボンニュートラルの達成に向けて不可欠なプロジェクト。
プロジェクトの先進性・革新性等	➤ 本提案は、「<u>G X</u>」と「<u>金融</u>」を掛け合わせた先進的・革新的な地方創生の試み。 ➤ 化石燃料への依存から脱却し、再生可能エネルギーや水素などの<u>新たなエネルギーを最大限活用した経済・社会の到来を実現。</u> ➤ 世界からの投資呼び込みの促進等のため「<u>G X 情報プラットフォーム</u>」と「<u>G X 事業認証制度</u>」を構築し、<u>投資市場の魅力向上とG X 産業の継続的な成長を実現。</u> ➤ 洋上風力発電設置・保守における<u>外国船籍の作業船の活用、圧縮水素の貯蔵量上限の緩和、一定の銀行業高度化等会社の業務へのGX業務の追加</u>や<u>会社設立に必要な各種行政手続が英語のみで完結できるスキーム構築</u>など、これまでにない<u>先進的・革新的な規制改革事項を提案。</u>

国家戦略特別区域基本方針 指定基準との適合性②

指定基準	特区提案と指定基準との適合性
地方公共団体の意欲・実行力	➤ 令和5年6月に設立した<u>産学官金の21機関で構成するG X・金融コンソーシアム「Team Sapporo-Hokkaido」</u>により、積極的に取組を推進。 ➤ 札幌市では約40名体制からなるGX推進室を設置。また、道市ともに、それぞれの首長を本部長とし、地元の主体的な取組を<u>庁内横断的に推進する体制を構築し、強力に推進</u>。 ➤ 海外の先進事例も参考に、国際金融都市機能の構築に向けた<u>海外金融機関の誘致体制を検討</u>。 ➤ 自治体とコンソーシアムによる<u>継続的な規制改革等の掘り起こし</u>。 ➤ 札幌市における住民登録手続等の英語対応、金融機能の強化集積やG X産業集積のための地方税の税制優遇検討などの<u>地元の自主的な取組を実施</u>。
プロジェクトの実現可能性	➤ <u>北海道内のGXをけん引する8つのプロジェクト</u>が進んでおり、関連企業と「Team Sapporo-Hokkaido」との緊密な連携体制により、<u>早期実現が可能</u>。 ➤ 特区ワーキングでのご議論、関係所管省庁との綿密な協議により、GX関連（洋上風力発電・水素関連事業等）、ビジネス・生活環境整備（行政手続の英語対応等）に係る<u>個別の規制改革事項は相当程度に進捗</u>。
インフラや環境の整備状況	➤ 国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャルを有する北海道は、再エネ発電の割合が全国に比べて高いなど、<u>G Xに取り組む環境は十分に整っている</u>。 ➤ 次世代半導体製造拠点やデータセンターが、北海道の再生可能エネルギーを求めて立地するなど、<u>クリーンエネルギーの需要家の開拓が進行中</u>。 ➤ 洋上風力発電導入に不可欠な<u>拠点港に道内4つの港湾※が指定希望の意向</u>。 ※ 稚内港、留萌港、石狩湾新港、室蘭港 ➤ 札幌市内から良好なアクセス環境にある2つの空港など、<u>ビジネスパーソンにとって接続性の良い交通インフラ</u>を有するほか、「ゼロカーボン推進ビル」建設促進等による<u>海外資産運用会社等の進出を見据えた高機能オフィスを確保していく</u>。
都道府県又は一体となって広域的な都市圏を形成する区域を指定する「比較的広域的な指定」	➤ <u>再エネ導入拡大とG X関連産業集積の北海道全域での展開</u>、その資金を国内外から呼び込む<u>金融機能の強化集積を図る分野横断の取組</u>。 ➤ 北海道全域で展開するG Xプロジェクトによる<u>グリーンエネルギーの一大サプライチェーン構築</u>。

個別の規制改革事項の進捗状況①（これまで特区WGでご議論いただいている項目）

【GX関係】

	提案項目	規制改革事項の実現に向けた進捗状況
風力・再エネ	洋上風力発電の設置・保守に係る外国船籍の船舶の活用	船舶法第3条但し書きの特許について、国交省において、運用を明確化する方向で検討
	外国人船員等が乗船する船舶の海外港への寄港要件の緩和	提案自治体において洋上風力発電設備の設置・保守に要すると見込まれる人員の職務・役割等の見通しを整理した上で、国交省、入管庁において引き続き検討
	排他的経済水域を活用した洋上風力発電の拡大	排他的経済水域における洋上風力発電設備の設置については、新たな法整備が検討されており、再エネ海域利用法の改正案を国会に提出
	再エネ導入に係る環境アセスメントにおけるセントラル方式の拡大	洋上風力発電設備の環境アセスについては、新たな法整備が検討されており、国が調査を行うこととする再エネ海域利用法の改正案が国会に提出。陸上の再エネ施設の取扱いについては、関係者と今後調整
水素	圧縮水素の貯蔵量上限の緩和	特区WGにて、経産省、国交省ともに、将来的な制度整備に向けた道内での実証事業について協力をする旨言及があり、引き続き検討
高度人材確保	高度人材ポイント制に係る特別加算項目の条件緩和	現行制度で対応可能であることを確認した上で対応する方向で検討。北海道・札幌市において、GX認証制度の詳細について検討、調整中

個別の規制改革事項の進捗状況②（これまで特区WGでご議論いただいている項目）

【金融関係】

	提案項目	規制改革事項の実現に向けた進捗状況
資金調達・経営支援	GXスタートアップ投資家向け在留資格の創設	入管庁は、外国人投資家向け在留制度を国家戦略特区で創設する方針。提案自治体の意見を基に具体的な要件を検討中
	補助金適正化法の適用除外	総務省は、今年4月に「財産処分承認基準」を改正し、補助金を活用して取得した施設等を金融機関の担保に供するための具体的な承認の許容例を明確化
	GX事業に係る保証付き融資制度の整備	北海道信用保証協会等とも連携し、北海道における新たな保証制度（制度融資）を整備するための具体的な仕組み等について検討中
	一定の銀行業高度化等会社の業務へのGX業務の追加	金融庁は、特区内（道内）において、一定の銀行業高度化等会社の業務へのGX業務の追加を措置する方向で検討中
英語行政手続き	英語での行政手続き（在留資格）	入管庁は、現行でも雇用契約書等の定型的な文書は英語のまま受け付けており、この運用を明確化・周知する方針。法人設立時の手続きにおいては、非定型の専門性の高い文書などについては、札幌市の協力を得ることで英語のままでの受け付けを検討中
	英語での行政手続き（定款認証、商業登記）	法務省は、北海道・札幌市の協力を前提に、申請書等の英語での作成支援として、スタートアップ等の簡易な形態の株式会社等について、英語で選択・入力したものが日本語に変換される申請書等の作成支援ツールを作成することや、札幌市が設置する窓口の通訳を活用する方策を検討中
	英語での行政手続き（健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働保険）	厚労省は、札幌市が設置する窓口の通訳を活用し、英語様式での申請を受け付けることで、法人設立時の行政手続きを英語のみで完結できる体制を措置できる見込

参考資料

個別の規制改革事項

①洋上風力発電の設置・保守に係る外国船籍の船舶の活用

実施場所・地域

北海道全域

現状と課題

- A社は、洋上風力発電の事業計画を進めていたが、**日本船籍SEP船は現状国内に3隻しかなく、本事業の建設に必要な日本船籍のSEP船等が確保できない**状況から事業計画が頓挫しており、他社も同様の状態が見られている。また、一般海域での事業者選定が進んだ結果、港湾区域も含め洋上風力発電の案件が輻輳しており、今後も国内のSEP船の不足が懸念される。
- 大手ゼネコンではSEP船の造船を進めているが、**道内だけで5つの有望地域が存在し、1～2年以内には促進地域に移行することから、同時に複数の開発工事が進行していくため、船舶不足による発電事業の遅れが懸念**される。特に、北海道は冬季の工事が難しく、春～秋にかけて船舶需要の集中が見込まれるため、確保が一層困難となる。
- 現在は外国船籍活用の特許制度があるが、認められる場合は極めて限定的かつ直前であり、特許を得て外国船籍を回送してくるだけで数か月かかってしまう。建設の遅れのみならず、メンテナンスの場面では数か月発電事業を止めざるを得ず、事業者にも不利益が生ずる。
- 洋上風力発電の開発が進行することに伴い、SOV船の不足も懸念

必要な規制改革等

【根拠法令等】
船舶法第3条

【規制・制度改革の内容】

- 国内における洋上風力発電の設置・保守に、日本船籍の船舶のみでの対応が困難な場合には、海外で施工・保守等の実績のある船舶に限り**外国船籍の利用を特例として認める**ことができるような法令の改正

実現される姿

- 国内における洋上風力発電の設置、保守に外国船籍のSEP船、SOV船が活用できるようになり、これから増大する**洋上風力発電事業の開発等が促進**される。洋上風力発電の建設により、日本船籍のSOV船の需要が高まる。これに伴い、北海道GXへの国内外からの巨額の投資が得られ、北海道経済の活性化、地元の雇用創出につながる。
- 道内の洋上風力発電事業が計画通り遂行されることにより、2040年に最大45GWの目標や2050年カーボンニュートラルが達成され、道内はもとより関東圏の再エネ利用拡大と電力安定供給が実現する。
- 日本船籍のSEP船は限られており、沖縄航路のカボタージュ緩和のように一定の条件を付した上で包括的に外国船籍の活用に関する規制を緩和しても、内航船業界への影響は少ないとみられる（ただし現行の特許の運用では、洋上風力の円滑な導入には支障となる）。

SEP船、SOV船

- **SEP船 (Self-Elevating Platform)**は、プラットフォーム（台船）と昇降用脚をもち、クレーン、くい打ち等の作業を行う船。**SOV (Service Operation Vessel)**は、洋上風力発電の関係作業員が従事できるよう、宿泊設備を備えた作業支援船



「Blue Wind」
清水建設



「CP16001」
五洋建設等

「JWFC SUNRISE」
戸田建設等

〔2026年竣工に
向け造船中〕
日本郵船

出所) 資源エネルギー庁「再生可能エネルギーに関する次世代技術について」、
一般社団法人 日本作業船協会ウェブサイト

5つの有望地域

- 再エネ海域利用法に基づく「有望な区域」として、**石狩市沖、岩宇・南後志地区沖、島牧沖、檜山沖、松前沖の5区域**が指定されている。



出所) 資源エネルギー庁「なっとく！再生可能エネルギー」

②外国人船員等が乗船する船舶の海外港への寄港要件の緩和

実施場所・地域

北海道全域

現状と課題

- 2040年に最大45GWの国の電力目標を達成するためには、洋上風力発電の開発を加速化させる必要がある。
- **建設作業**におけるSEP船の運用に関し、国内の開発案件において、**外国人船員の60日ルール**の関係から、**一旦作業を中断し海外港に寄港せざるを得ない状態**となり、半月程度の建設期間の延長を招いた。特に**北海道は、冬季の工事が難しく**、春～秋にかけて集中的に作業しなければならない中、海外寄港のための工事の一時中断は、場合によっては**1年で終了する工事が足掛け2年にわたること**となり、円滑な導入の妨げとなる。
- SEP船の傭船は高額であり、建設期間が延びることはプロジェクトのコスト増につながり、電力料金により国民負担が増大する。
- 大規模洋上風力発電施設の建設実績が乏しい日本では、**建設・保守に係る熟練の船員・作業員が不足**している。保守船舶を運用する日本企業においては、外国人を船員とできないため、日本人船員のほかに運用実績のある外国人を別にアドバイザーとして雇用しておりコスト増となっている。

必要な規制改革等

【根拠法令等】

船舶法、出入国管理及び難民認定法

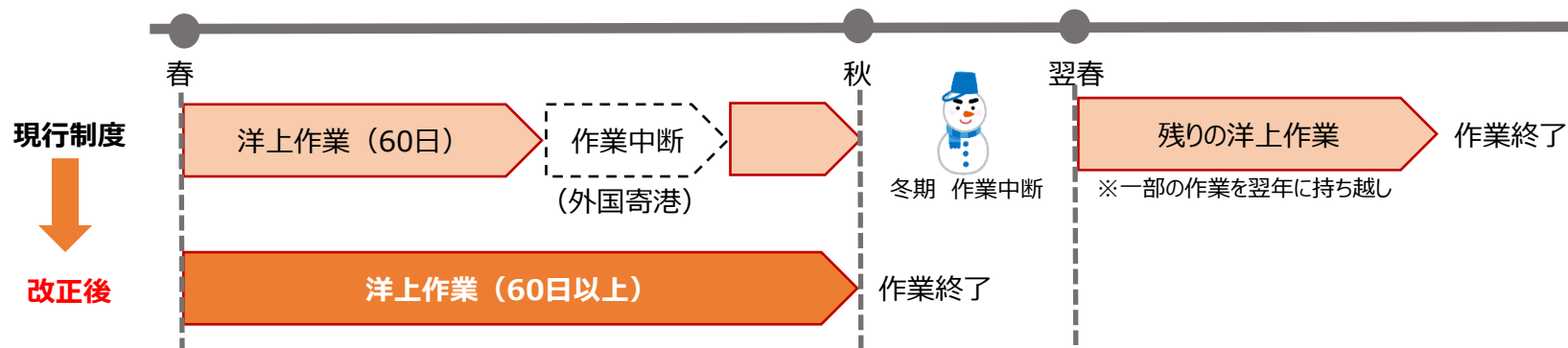
【規制・制度改革の内容】

- 北海道沿岸における洋上風力発電設置に係る船舶（SEP船等）及び保守に係る船舶（SOV等）については、**外国人船員・作業員が乗船する船舶に求められる60日以内の海外港への寄港を緩和**する、北海道を特例とする法令の整備

実現される姿

- 大量導入やコスト低減が可能で、経済波及効果が大きく、再エネ主力電源化の切り札と言われる洋上風力発電について、2040年・45GWの国の導入目標や2050年カーボンニュートラル達成に向けて、円滑かつ迅速な導入が図られる。
- 季節的制約がある北海道において、建設を着実に進められる。
- **外国船籍、外国人船員の円滑な導入に伴い、事業計画が立案しやすく事業参入が容易**となることで多くの事業者の入札参加につながり、**国内洋上風力産業の発展、地元サプライチェーンの構築等に伴う地域活性化が期待**される。
- 発電事業のコスト低減に伴い、国民負担の軽減が図られるとともに、事業者による地域共生の充実が期待される。
- 導入が進むヨーロッパ等の船員・作業員を導入することにより、安全で着実な建設・保守作業が実現するとともに、コスト削減につながる。

洋上建設作業スケジュールの想定



③排他的経済水域（EEZ）を活用した洋上風力発電の拡大

実施場所・地域

北海道全域

現状と課題

- 領海内での洋上風力発電に関する漁業者等地元調整が複雑化する中、他方、2040年最大45GWの洋上風力発電導入目標を達成していくためには、2030年以降年平均2～3GW程度の案件形成が必要であり、開発に要するリードタイムを考慮し、**世界第6位の面積を誇る我が国のEEZも視野に加速していく必要がある。**
- 併せて、国民負担の抑制や事業者にとって予見性のある仕組みが必要
- 他方、現行の領海内に係る制度と同様、海洋環境の保全、海洋の安全の確保その他の海洋に関する施策との調和を図ることが重要となる。
- また、利害関係者調整に関し、漁業者団体等が複数の事業者と調整することによる対応コストの増大を防ぐとともに、**知事に関しては、ケーブルの陸揚げ点であることに加え、港湾利用など調整が必要**

必要な規制改革等

【根拠法令等】

海洋基本法、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律、再エネ海域利用法

【規制・制度改革の内容】

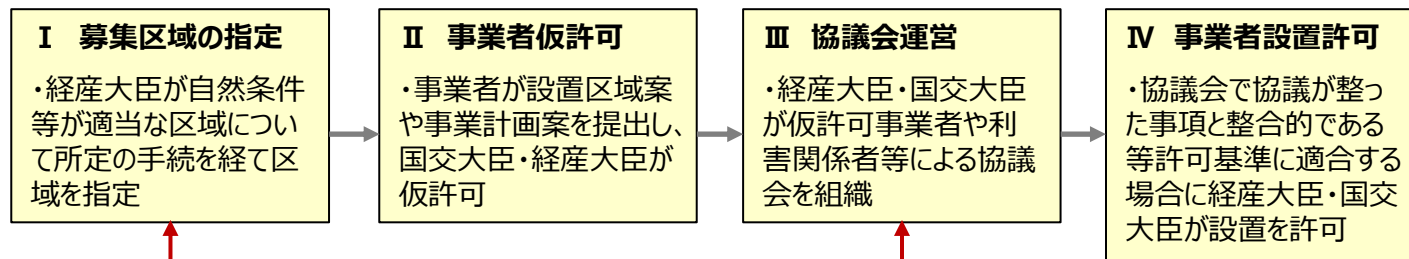
- **洋上風力発電設備の建設場所を排他的経済水域に広げるための法的枠組みの整備。**併せて北海道知事との調整ルールを整備

実現される姿

- **EEZにおける洋上風力のポテンシャルは高く、実現すると大量の導入が可能。**2040年・45GWの国の導入目標や2050年カーボンニュートラルの着実な達成が図られる。
- 地域と調和し、地域への経済波及効果を最大化する**EEZへの洋上風力発電の導入が実現**される。
- 知事が関与することで、ケーブル敷設に関する地域調整や港湾利用に係る調整が円滑に進み、事業の予見性が高まり、効果的な案件形成が図られる。

EEZ事業化スケジュール

参考



区域指定や協議会への知事の関与



現状と課題

- 洋上風力発電の導入拡大に向けては、案件形成の初期段階から政府や自治体に関与し、より迅速・効率的な調査等を行うことが必要
- 洋上風力発電の導入が進む欧州では、政府機関等が主導してサイト調査や系統確保等を実施するセントラル方式が採用されており、それにより効率的な案件形成や運転開始までの所要期間の短縮に寄与するとされている。
- 事業者が海域の調査を実施する際は、実施によって漁業への影響が生じないよう、例えば北海道の場合は秋鮭の定置などといった地域の主要な漁期を避けるよう、事業者と漁業関係者との間で調査時期等の調整が行われるが、同一海域で複数の事業者が類似した調査を実施することにより、地元の漁業者に度重なる操業調整の負担が生じるといった弊害が生じている。
- また、地元市町村にとっては、風況調査に係る漁港等敷地の利用や、地先において調査船運行や調査機設置による調査にあたり地元住民への説明といった対応において事業者との調整が発生することになり、漁業関係者同様、同一海域における複数事業者の類似調査は地元自治体等の過度な負担となる。

必要な規制改革等

【根拠法令等】

再エネ海域利用法、JOGMEC法（第11条第1項第6号）、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（第17条）

【規制・制度改革の内容】

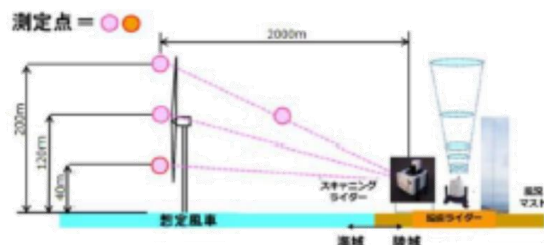
- セントラル方式（※）として実施する風況や海底地質調査の的確な執行

※政府や自治体の主導的な関与により、効率的な案件形成を実現する仕組み

実現される姿

- 再エネ主力電源化の切り札と言われる洋上風力発電について、効率的な案件形成を図ることにより、2040年・45GWの国の導入目標や2050年カーボンニュートラル達成に向けて、円滑かつ迅速な導入が図られる。
- 政府機関が必要十分な情報量の調査を一元的に実施し、その成果を公募に参加する事業者を提供することで、事業者の参入を促進し競争性ある質の高い公募を実現し、電気料金の低減と、地域と共生する発電事業の効率的・効果的な実現につながる。
- 漁業調整・地域調整の弊害を取り除くことにより、地元調整が円滑化され、案件形成の加速化が期待される。

風況観測や海底地盤調査



風況観測のイメージ



海底地盤調査（うちホーリング調査）の作業イメージ

同一区域における事業計画件数

区域名	事業計画件数
北海道石狩市沖	11件
北海道島牧沖	3件
北海道檜山沖	3件

・環境アセス配慮書提出ベース
・岩宇・南後志地区沖及び松前沖についても、複数の事業者による事業計画が進められている。（事業者及び漁協から聴取）

札幌市

現状と課題

- **再エネ導入に係るアセス案件において、地域との調整が不調で計画の中止、見直しとなる案件が続いている。**他方、条件のよい場所に案件が集中し不安を訴える多くの住民の声が上がっている。これらのことが、再エネの一層の導入に向けて課題となっている。
- 再エネ海域利用法の促進区域において最終的な選定事業者は1者だが、**入札参加を予定する複数事業者による環境アセスの手続が乱立しており、事業者、地域を含めた総合的なコストの増加や、地域の混乱に伴う合意形成への支障**となるほか、**運転開始までのリードタイムが長期化**。
- 洋上では調査に制約があり、一般海域における洋上風力発電事業の実施例は少なく、予測手法の知見も十分でないため、事前の環境影響予測の不確実性が高い。
- 北海道の漁業実態は国内他地域と異なり、魚類・底生生物・海生哺乳類への影響や事業者によるアセスへの懸念が、漁業者との合意形成の支障となっている。

必要な規制改革等

- 再エネ導入に関し、**一定の条件下環境影響評価法の配慮書、方法書の手続きを不要とする規制の特例**を実施。
(条件：国家戦略特区における区域計画に基づき市町村等が定める再エネ導入促進に係る計画の下、当該地域等が洋上風力のセントラル方式等に準じた調査を行うエリアであって、予め区域計画で定める要件を満たす事業)
- 国家戦略特区内で実施する洋上風力に関し、北海道の地域特性を踏まえた、**国によるセントラル方式の環境アセスの実施**

実現される姿

- 国内随一の再エネポテンシャルを持つ北海道において地域理解の下導入が進み、国のエネルギー基本計画における再エネ導入目標と2050年カーボンニュートラル達成に貢献するほか、再エネを求める企業の集積による北海道の産業振興、北海道の価値の向上が図られる。
- 関係者と十分なコミュニケーションを図った上で、適正な環境配慮が確保された事業計画とすることを担保することにより、**再エネ事業に対する理解醸成に寄与し、地域における受容性を高める**ことに資する。
- 大量導入やコスト低減が可能で、経済波及効果が大きく、再エネ主力電源化の切り札と言われる洋上風力発電について、2040年・45GWの国の導入目標や2050年カーボンニュートラル達成に向けて、円滑かつ迅速な導入が図られる。
- 漁業者の理解を得やすくなるなど、**合意形成が円滑かつ迅速化**され、洋上風力発電事業の**期間短縮・コスト低減**が図られ、国民の電気料金引き下げにも貢献

再エネの地域アセスセントラル

区域計画に基づく再エネ導入促進計画の策定

導入促進計画による市町村等の環境調査

配慮書、方法書の手続を不要※要件あり

コスト削減と期間短縮による再エネ導入の円滑化

〔北海道における法アセスの実施状況（現行法）〕
（R5.12末現在）

区分	件数	構成比
陸上風力	74	71.2%
洋上風力	18	17.3%
他再エネ	3	2.9%
その他	9	8.7%
合計	104	100%

洋上風力のアセスのセントラル

再エネ海域利用法による地域調整

・準備区域 ・有望区域 ・協議会運営

③地域との十分なコミュニケーション

①国による集中的なアセス制度

②国の知見活用による適正な環境配慮の確保

④魚類・底生生物・海生哺乳類への特別な配慮〔北海道〕

促進区域指定
↓
事業者選定

事業者参加による区域の協議会運営

事業者によるアセス準備書→調査



洋上風力事業の開始

適切な環境配慮と事業コスト低減により導入を促進し、2040年・45GW(北海道15GW)を実現

現状と課題

- 圧縮水素は用途地域ごとに貯蔵量上限があるため、社会実装に必要な水素の貯蔵ができない状況
- たとえば、商業地域の貯蔵量上限は700m³であり、利用が期待される30kW程度の燃料電池の場合、ほぼ毎日タンク交換が必要となり、著しく実用性を欠く。また、風力発電等の余剰電力を用いて電力需要低下時に効率よくエネルギーを貯める水電解装置の導入も進まない。
- 水素供給事業者によると、大手ゼネコン等による商業施設等での水素燃料電池設置の検討も、こうした規制から導入を断念する事例も出ている。
- 水素社会の実現に向け、供給量増加やコスト低下、これらによる需要の創出が不可欠であり、商業地域等を含めた幅広い地域・分野で導入が期待される水素について、貯蔵量規制を見直す必要がある。

必要な規制改革等

【根拠法令等】

建築基準法第48条、施行令第116条、第130条の9

【規制・制度改革の内容】

- 圧縮水素の貯蔵又は処理に供する建築物は、用途地域ごとに一定数量を超える場合に建築規制がかけられているが、水素ステーションと同様に、高圧ガス保安法等で必要な安全基準を設定の上、貯蔵量上限規制の適用を除外する法令の改正

実現される姿

- 圧縮水素の貯蔵又は処理に供する建築物について、水素ステーションと同様に、必要な安全基準を設定した上で、用途地域ごとの貯蔵量上限規制から除外することで、地域に大規模な需要が創出され、コストダウンと水素普及拡大の好循環が生まれる。
- 再エネポテンシャルが国内随一である北海道は、グリーン水素製造の最適地であり、大規模な需要を組み合わせることで、再エネの地産地消モデルと水素サプライチェーンの構築が期待される。

用途地域別の規制緩和

- 高圧ガス保安法等で必要な安全基準（技術上の基準）を規定した上で、建築基準法及び同法施行令で定める用途地域毎の貯蔵量上限規制の適用を除外する。

区 分	第1種低層住居専用地域等	準住居地域等	近隣商業地域商業地域	準工業地域	工業地域工業専用地域
圧縮ガスの貯蔵又は処理に供するもの	×	○ 350m ³ 以下	○ 700m ³ 以下	○ 3,500m ³ 以下	○
水素ステーション (H26建築基準法施行令改正により規制緩和)	×	○	○	○	○

この数量規制の適用を除外する

現状と課題

- **再エネ電力の導入拡大に向け系統増強が必要であるが、膨大なコストと時間が課題**となっている（「広域系統マスタープラン」においては、北海道の地内系統増強に1.1兆円を見込んでいる。）
- 地内系統増強に再エネ賦課金が充当されるが、国民負担の増大とならないよう効果的な増強方法が求められる。
- **水素需要が大きな地域においては、供給方法の費用対効果面ではパイプラインがローリー輸送よりも優れるものの、敷設費用が高いこと**が課題とされる。このため、国等では既存インフラの活用や水素に適した規制による費用抑制が検討されている。
- 道路や鉄道網等のインフラを活用した、系統増強や水素パイプラインの敷設に向けては、適用法令について整理・整備を進める必要がある（現行、電気事業法や建築基準法、高圧ガス保安法等の適用領域が複雑となっているほか、保安規制には多くの法律が入り組んでいる）

必要な規制改革等

【根拠法令等】

電気事業法、ガス事業法、高圧ガス保安法、道路法、消防法、建築基準法、労働安全衛生法

【規制・制度改革の内容】

- 水素の供給や利用促進を図るため、電気事業法、ガス事業法、高圧ガス保安法の規制要件を**統合・簡素化**するとともに、道路法や消防法等の関係法令も含め、水素保安など**安全規制体系を整備**する

実現される姿

- 北海道において、系統接続の隘路が解消されることにより、再エネ導入拡大が加速化し、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献
- 系統増強を、道路や鉄道網、廃線の活用などにより進めることで、整備コストが削減され、国民負担の抑制につながる。
- より安価な水素パイプラインの敷設が進むことで、供給コスト低減・需要喚起につながり、水素の大量利活用が期待

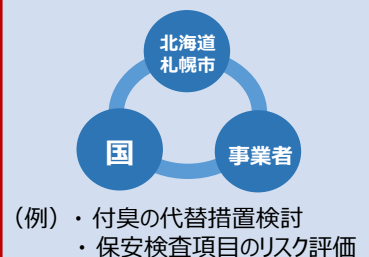
水素パイプラインの敷設に向けて

- ・ 系統増強については、道路や鉄道網などの活用も検討しながら整備を進める。
- ・ 水素パイプラインの敷設については、既存インフラの活用について明確な規定がない場合もあることから、水素保安など規制体系を整備する。

項目	ガス事業法	電気事業法	高圧ガス保安法
対象	販売用ガス	発電用燃料ガス	圧縮ガス（1MPa以上）
道路占有	許可取得可能な場合あり	許可取得容易	公益特権対象外
付臭	必要な場合あり	必要な場合あり	要求なし
保安	定期自主検査	定期事業者検査	定期自主検査、 定期保安検査（都道府県） 1年に1回
検査内容	25か月に1回 設置状況の検査、漏えい検査、防食措置の検査	2年に1回 外観点検、作動試験	外観、開放検査、肉厚測定、気密、機能試験等 供給の妨害に対する罰則等がない
その他	熱量等の測定、ガス成分の検査義務等あり		

国家戦略特区

実証試験等で安全性評価・検討



特区での
実証試験等
結果を元に
全国展開

水素事業法（仮）

水素ガス

許可取得容易

要求なし

定期自主検査

リスクベースで事業者が設定
外観点検、締結部確認

現状と課題

- 水素ステーションは、国において、平成25年以降、距離や立地、機器、運営といった様々な観点から規制の見直しが実施され、このうち、運営等に関する規制については、保安検査基準の整備やセルフ充填の許容などの見直しが行われてきている。
- 一方、保安検査については、高圧ガス保安法による（都道府県知事若しくは指定都市の長が行う）**保安検査及び自主定期点検をそれぞれ1年に1回**受けなければならないとされ、特に、定期自主点検は約2週間休業し、費用も年間20百万円程度かけて実施されている。
- さらに、一般高圧ガス保安規則で、**毎日3回以上の点検**（1回1時間程度）を行うことが規定され、事業者にとって相当の負担となっており、これら検査に対応するための人件費などのコストが、**新規事業者の参入の阻害要因**にもなっている。

必要な規制改革等

【根拠法令等】

高圧ガス保安法

（第八条第二号）

一般高圧ガス保安規則

（第七条の三第3項第一号、第七条の四第3項

第一号、第八条の二第2項第一号、第六条第2

項第四号）

【規制・制度改革の内容】

- 日常点検として、使用開始時、使用終了時のほか、運転中に1日1回以上作動状況の点検を行うことが規定されているが、**使用開始時、使用終了時又は運転中のいずれかで点検**を行うこととする改正。

実現される姿

- **水素ステーションの普及・拡大**により、燃料電池自動車の普及に寄与し、関連産業分野の活性化が期待
- 今後は、水素利活用の事業実態等を踏まえ、保安規制の合理的・適正化を進めることが重要



北海道内のFCV、水素ステーション

- 道内では、R4年4月現在30台のFCV（水素を燃料にした自動車）が導入されており、定置式1カ所（しかおい水素ファームステーション）、移動式2カ所（エア・ウォーター移動式水素ステーション札幌、室蘭市移動式水素ステーション）が設置。



しかおい水素ファームステーション

国内有数の家畜ふん尿の処理施設である鹿追町環境保全センターからメタン発酵により生成されたバイオガスの供給を受け、水素の製造を行っている。



エア・ウォーター移動式水素ステーション札幌

FCV（燃料電池自動車）に水素を約3分間で充電する機能を搭載した移動式ステーション

R6年度 札幌市予算

- 札幌市は、R6年度当初予算として「水素ステーション整備86,000千円」を要求中。
- 道内初となるFCバスやFCトラック等の大型燃料電池車にも対応可能な、定置式水素ステーションの整備（市有地約3,800㎡（旧中央体育館跡地）での整備）

現状と課題

- 人口減少、高齢化等により、**地域の足を担う公共交通や物流の維持に課題**。**自動運転は、これらの社会課題への解決に資する**と期待されており、早期に実現・普及を図る必要がある。
- 特に広大な面積や積雪寒冷のハンディを有する北海道では、自動運転や隊列走行の早期実装により、省エネ効果、省人化（ドライバーの負荷軽減）、安全性や運行効率の向上が期待される。
- 事業化を加速するためには、**実証事業等により北海道の地域特性を反映した安全基準の確立やルールづくりといった環境整備が必要**
- 人口減少等に伴う交通需要の減少、ドライバー不足の深刻化、需要に的確に対応するサービス提供の仕組みの不足。また、自動運転・ドローン等の新技術・サービスの社会的受容性が不足していること等から、これらの事業化にも遅れがみられる。

必要な規制改革等

【根拠法令等】

道路交通法、道路運送法、道路運送車両法

【規制・制度改革の内容】

- 積雪寒冷地における自動運転の実装に向けた**社会的ルールの整備**及び新たなモビリティサービスの積極的な**事業化に向けた環境整備**

実現される姿

- 北海道における自動運転の導入促進により、道内各地における**公共交通や物流の維持確保**が図られるとともに、**積雪寒冷地における自動運転のモデルが構築**され、道外他地域への波及が期待される。
- 交通や物流機能が限られる地域において、**新規事業者が提供する次世代モビリティ（長距離自動運転・エアモビリティ含む）により、必要な機能を確保することが可能**となる。

提案の内容

- **自動運転の実装に向けた社会的ルールの整備及び、新たなモビリティサービスの積極的な事業化に向けた環境整備を加速する。**

・積雪や路面凍結によりカメラや車載センサー等の機能低下リスクに対して、自動運転車両の運行に関する安全基準の確立とその運用を徹底する仕組み作り

・一般車との交通事故や運行の妨げとなる路上障害物等のリスクを低減する自動運転車優先レーンの設置

・自動運転レベル4車両による隊列走行の実証・実用化に向けた運行ルールの整備（例：隊列走行中の割り込み制限など）

・AIデマンド等の新たなモビリティサービスを展開できるよう、新規事業者の参入の円滑化



国の動き

- 内閣府の規制改革推進会議における「規制改革推進に関する中間答申」（令和5年12月）では、地域交通に関する規制緩和が盛り込まれており、引き続き本年6月をめどに答申がまとまる予定。

「規制改革推進に関する中間答申」

▶自動運転

全都道府県での初期投資支援、デジタル情報配信道等整備、交通事故等に係る社会的ルール検討の場設置（2024年5月目処一定の結論）、審査手続の透明性・公平性の確保策検討の関係省庁の枠組発足

▶ドローン

飛行申請の許可・承認手続短期化、レベル3.5飛行制度創設

▶地域の自家用車・ドライバーの活用

タクシー事業者の運行管理下での新たな仕組み創設、従来の自家用有償旅客運送制度について大幅に改善（2023年内から）

現状と課題

- 北海道では、全国を上回るスピードで急速に人口減少や少子高齢化が進んでおり、広域分散型の社会構造といった地域特性と相まって、労働力の不足や地域における医療・福祉・交通・物流の確保といった様々な課題が顕在化しており、その解決に向けAIなどデジタル技術を活用やスタートアップと協働した取組をより一層推進する必要がある。
- 北海道の多様性のある広大な大地や、厳しい自然環境のもとで地域課題を解決する実証・実装を進めることで、国内・世界に通用するAIによる新技術や革新的なビジネスモデルも創出しうるA I 実装の先進地となるポテンシャルを有している。

必要な規制改革等

【根拠法令等】

デジタル行財政改革会議の開催について
(令和5年10月6日閣議決定)
デジタル行財政改革会議 運営要領
(令和5年10月6日デジタル行財政改革会議議長決定)

【規制・制度改革の内容】

デジタル行財政改革のもとに新たに「AI北海道会議」を設置する

< A I 北海道会議 >

- ・北海道の地域特性を踏まえた、A I 実証・実装の議論
- ・北海道をA I 実証・実装促進地域と設定し、課題提起や事業提案を募集、マッチング
- ・必要に応じて特例措置や環境整備等を検討

実現される姿

- 北海道の地域特性を踏まえた「AI実証・実装促進地域」の設定とAI北海道会議の設置により、必要な規制緩和や環境整備がなされ、**AIの社会実装が進み、地域課題への対応のみならず、スタートアップの育成・誘致、国内や世界に通用する北海道発の技術やビジネスモデルが創出**される。

デジタル行財政改革会議

- 国（内閣官房）で令和5年10月に設置。内閣総理大臣を議長に、令和6年2月までに計4回会議が開催

デジタル行財政改革会議の開催について

令和5年10月6日
閣議決定

1. 急激な人口減少社会への対応として、利用者起点で我が国の行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済の活性化を図り、社会変革を実現するため、デジタル行財政改革会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、次に掲げる国務大臣以外の国務大臣を構成員として参加させ、又は関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣総理大臣
副議長 デジタル行財政改革担当大臣、内閣官房長官
構成員 デジタル田園都市国家構想担当大臣、行政改革担当大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、デジタル大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣並びにデジタル改革、規制改革及び行政改革に関し優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が指名する者

3. 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

出所）内閣官房ウェブサイト

A I 北海道会議の設置

- デジタル行財政改革会議の中に、新たに北海道におけるA I 実証・実装促進地域の設定とその推進に関する検討を行う「A I 北海道会議」を設け、取組を加速

参加者

- ・ 有識者、デジタル行財政改革会議事務局ほか関係省庁、北海道、札幌市など（必要に応じて、先駆的な事業者や道内市町村を招聘）

内容

- ① 北海道の地域特性を踏まえ、課題解決や国内外に通用するビジネスモデル創出につながるA I 活用とその実証・実装について議論
- ② 北海道全域を「A I 実証・実装促進地域」として設定し、地域や事業者、スタートアップから課題提起や実証・実装の事業提案を募集、マッチング
- ③ 必要な特例措置や環境整備等の可否を検討し、関係省庁や自治体が連携して実証・実装事業の実施を後押し

現状と課題

- 国（出入国在留管理庁）では、高度外国人材の受入を推進するため、学歴や職歴などを考慮し、高い点数（ポイント）が得られた者に、出入国在留管理上の優遇措置を講ずる「**高度人材ポイント制**」を実施。
- **特別加算**は、「**地方公共団体が支援する企業等に就労する外国人**」が対象で、**国のガイドライン**により、当該企業が地方公共団体から**補助金や税制優遇等を受けていることが要件**とされている。
- **地方公共団体からの支援は、今後、金銭的な支援に止まらない、事業の認証・認定、経営支援等が重要となる**。こうした支援等を受ける企業等に就労する外国人についても特別加算の対象とし、外国人材の受入れを促進する必要

必要な規制改革等

- 【**根拠法令等**】
省令（出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令）
- ガイドライン（高度人材ポイント制において加算対象となる地方公共団体からの必要な経費に関する補助金の交付その他これに準ずる支援措置に係るガイドライン）
- 【**規制・制度改革の内容**】
■ 省令及びガイドラインの所要の見直し

実現される姿

- 高度な資質・能力を有する**外国人材の受入れを促進**し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点を形成する。

参考

高度人材ポイント制の概要

区分	配点（高度専門・技術分野の場合）
学歴	博士号 30点、修士号 20点、大学卒 10点
職歴	10年～ 20点、7年～ 15点、5年～ 10点
年収	10百万円 40点、9百万円 35点、8百万円 30点
年齢	～29歳 15点、～34歳 10点、～39歳 5点
特別加算	・研究実績 15点 ・日本語能力試験N1取得者 15点 ・成長分野における先端的事業に従事 10点 ・産業の国際競争力の強化等を図るため、 地方公共団体による支援措置を受けている企業における就労 10点
ほか	

70点以上



- 【**優遇措置**（高度専門職1号の場合）】
- 複合的な在留活動の許容
- 在留期間5年の付与
- 在留歴に係る永住許可要件の緩和
- 配偶者の就業
- 一定の条件の下での親の帯同
- 一定の条件の下での家事使用人の帯同
- 入国・残留手続の優先処理

今回の特区提案の対象

省令、ガイドラインの見直し

- 特別加算における外国人材の就労先（GX関連産業）について、地方公共団体から補助等の支援を受けている旨の現行要件に加え、**「非金銭的な支援や承認等」が含まれることを法令及びガイドライン双方で明確化（例えば青字の記載等）**
- 【**非金銭的な支援（例）**】
 - ・自治体が行う事業認証制度など
 - ・経営戦略・財務戦略立案支援等の経営支援等の事業など
- **省令（抜粋）**
地方公共団体からの必要な経費に関する補助金の交付その他これに準ずる方法による支援**若しくは事業推進等に係る支援**であって、当該地方公共団体における高度人材外国人の受入れを促進するものであると法務大臣が認めるものを受けていること
- **ガイドライン（抜粋）**
支援の方法について、地方公共団体の補助金の交付や支援税制、外国企業の誘致事業（誘致した企業に対し、税制優遇等の支援を行うもの）**認証・経営支援などの非金銭的な支援**などが該当します。

現状と課題

- 今後10年間で官民150兆円超のGX投資を実現するためには、「GX 経済移行債」による国の支援に併せて、民間金融機関や機関投資家等による積極的なファイナンスが必要
- 一方で、**GX投資は完工リスク・操業リスク、需要変動リスク等、様々なリスクを伴い、特に、資金量が膨大かつ収益化まで長期間かかる案件は、民間だけのファイナンスには限界がある。**
- 事業会社によるGX投資と民間金融による資金供給を促進するためには、様々なリスクに対する適切な対応が必要であり、ブレンデッド・ファイナンスなどを活用し、脱炭素技術の社会実装を加速化していくことが重要
- 国内随一の再エネポテンシャルを有し、大規模なGX事業の開発工事や実装が数多く見込まれる北海道にこそ、**実地でGX事業者との協働を伴う形での金融支援機能が求められる**と考える。

必要な規制改革等

【根拠法令等】

- GX推進機構の業務の範囲を定める規定
- 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）第54条第1項第4号

【規制・制度改革の内容】

GX推進機構の業務のうち、対象事業活動を行う者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証などの一部機能の札幌移転

実現される姿

- 国内随一の再エネポテンシャルを有する北海道においては、大規模なGX事業の開発工事や実装が数多く見込まれる。
- GX投資には完工リスク等の様々なリスクを伴うため、実地でリスク分析等を行い、**公的資金と民間資金とを組み合わせたファイナンスの支援が得られる体制が不可欠**と考えられることから、GX推進機構が担う機能の一部である金融支援機能を札幌市に移転する。
- 公益性・公平性・中立性を持つ公的機関である「**GX推進機構**」が、**実地にて案件関係者と協働**する形で、各主体におけるリスク許容度をヒアリング・分析し、**債務保証等のリスク補完策を講じる**ことで、事業会社によるGX投資と民間金融による資金供給が促進され、脱炭素技術の社会実装が加速する。

提案する規制緩和等の内容

GX推進機構が担う民間のGX事業への債務保証などの金融支援機能について、北海道の金融機能が集積する札幌への移転を求める。

実地でのGX推進機構とGX事業者との協働を伴う形での金融支援により、「8つのGXプロジェクト」などの実証実験、実装・事業化などを加速

①SAF ②水素 ③洋上風力関連産業 ④蓄電池 ⑤次世代半導体 ⑥電気及び水素運搬船 ⑦海底直流送電網 ⑧データセンター

参考

GX推進機構の行う業務（GX推進法第54条）

第1項
第4号

機構は、第二十条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

四 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動（以下「対象事業活動」という。）を行う者に対する次に掲げる業務

イ 対象事業活動を行う者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証

ロ 対象事業活動に必要な資金の出資

ハ 対象事業活動を行う者の発行する社債の引受け

ニ 対象事業活動に関する専門家の派遣

ホ 対象事業活動に関する必要な助言

現状と課題

- 海外では、エンジェル投資家等がスタートアップに活発に資金提供を行い、さらに経営方針・資金管理等についていわば協働のメンターとして伴走型の助言等を行うことで、グローバルに活躍する企業等を創出している
- 本邦の在留資格においては以下の制約があり、**国内法人と雇用契約等が存在しない場合、長期滞在して投資・育成を行うことが難しい**仕組みとなっている
 - 「高度専門職1号（ハ）」は、「本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動」として、国内法人と雇用・委任等の契約関係が存在することが前提で、法人からの固定収入（給与等）や学歴が乏しい場合は認定が容易でない
 - 「経営・管理」は、「本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動」として、事業経営・投資のための法人が国内で設立済であることが前提でとなっている

必要な規制改革等

【根拠法令等】

出入国管理及び難民認定法別表第1の2

【規制・制度改革の内容】

資産額やスタートアップへの投資実績等を基に、一定額を日本国内に投資すること等を要件として、投資家向けビザの創設をする。

具体的には、

- (1) 明確な投資計画や投資戦略、GX事業への参画方針等を明らかにしており、
 - (2) 特定分野での業務経験を有し（スタートアップに限定しない広範な企業での実務経験、GX投資・インフラ投資等の分野での実務経験・実績等を含む）、
 - (3) 地域自治体が審査・支援等を行うこととしているGXスタートアップへの投資計画がある
- こと等を条件に、在留資格を認める制度の創設を要望する。

実現される姿

- **スタートアップへの投資と育成を行う優れた外国人投資家に長期滞在の門戸を開く**ことで、札幌市に当該投資家を呼び込む。
- 優れた外国人投資家による資金提供や助言等を通じて、グローバルに競争力を持つ**GX関連事業**（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動）を**行うスタートアップを創出し**、北海道におけるGXエコシステムの発展、ひいては**国際競争力の向上を実現する**。

参考

- 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(2023年6月16日)
「国家戦略特区の枠組みも活用しつつ、資産額やスタートアップへの投資実績等を基に、一定額を日本国内に投資すること等を要件として、投資家（エンジェル投資家を含む）向けビザの創設を検討する。」
- 国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項について（2023年12月26日 国家戦略特区諮問会議）
「スタートアップ企業への海外からの投資を呼び込むため、諸外国の事例を参照しつつ、資産額やスタートアップへの投資実績等を基に、一定額を日本国内に投資すること等を要件として、投資家（エンジェル投資家を含む）向けビザの創設を検討し、2023年度中に結論を得る。」

現状と課題

- 高効率データセンター、系統用蓄電システム、水電解装置、ペロブスカイト等の新技術による施設・設備等の**多額の初期投資を要する施設の導入を加速させるためには、プロジェクトファイナンスの活用等が重要である。**
- データセンターの導入拡大には、総務省「データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業」があるが、補助金を活用して取得した施設等を金融機関の担保に供するには、各省の長の承認が必要となる。
- 総務省事業については、「総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」に基づき承認の申請を行うこととなるが、同基準はデータセンターを含むGX関連事業の補助金を所管する経済産業省の基準と比べ、**具体的な承認の許容例が明記されておらず、機動的な担保権設定、資金調達の妨げとなっている。**
- **特に、頻繁な機器や設備更新、再エネ電力敷設等が求められるデータセンター等については、主設備の建設の後に、こうした設備更改等に充てる追加の資金調達を行うことが施設の有効利用につながるものであり、同基準において、「補助金対象事業を取得し又はその効用を増加するために必要な資金を調達する場合」を承認の範囲として明記して頂きたい。**

必要な規制改革等

【規制・制度改革の内容】

- 「データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業」等の補助金を活用して取得した施設について、担保権の柔軟な設定が認められるよう、総務省の財産処分承認基準第3-3-(1)を改正し、**『申請に係る処分制限財産を取得し、又はその効用を増加させるために必要な資金を調達する場合等』に担保権の設定が可能になる旨を明記する。**

※) 環境省・総務省連携事業「データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業」及び総務省事業「データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業」等が念頭

実現される姿

- 補助事業により建設した施設等を担保に入れることを認める**(明確化する)**ことで、大規模・高効率な**データセンターを導入し、案件・使用状況に応じて機動的に設備更改等を行い施設の利用価値を増加させる**こと等が可能となる。
- これにより、データセンター等のGX事業者の円滑な資金調達が可能となり、北海道内のGX事業の推進及びこれの加速化を促す。

道内のデータセンターに係る展開

- 北海道は、データセンターの省エネ化やカーボンニュートラルに大きく貢献する冷涼な気候や豊富な再生可能エネルギーといった立地優位性があるほか、東アジアにおいて北米や欧州から地理的に近接しており、今後、国際的な光海底ケーブルの陸揚げにも期待される地域
- 2023年5月、国は、「デジタルインフラ（DC等）整備に関する有識者会合の中間とりまとめ2.0」において、北海道を東京圏・大阪圏を補完・代替するデジタルインフラの中核拠点に位置付け。
- 道内には44カ所のデータセンターが立地（道調べ。2023年12月末現在）しており、最近では、再エネを活用するデータセンターや生成AI開発など高度処理計算用のデータセンターが増えている。



2022年11月から着工、2024年秋に開業予定の北海道石狩市で計画するゼロエミッション・データセンター

【根拠法令等】

補助金適正化法第22条
総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第3-3-(1)
特定電気通信施設等整備推進基金
補助金交付要綱第20条1項

現状と課題

- 系統用蓄電システム、水電解装置、ペロブスカイト等の新技術による施設・設備等の導入を加速させるためには、事業者の参入意欲向上及び金融機関等が積極的に投融資を進めることができる環境整備が重要。
- 道内事業者にとっては、GX関連産業は新たな事業分野への参入となる場合が多く、参入するためには新たな投資が必要となる。一方で、保証協会を利用した設備資金借入には、当該物件（建物・底地等）の入担を求められるケースが多く、金融機関等への担保提供が叶わないことで、多様な資金調達の障壁となる可能性が指摘されている。

必要な規制改革等

【根拠法令等】

－

【規制・制度改革の内容】

- GX事業を行う中小企業が保証協会を利用した資金調達を行う場合に、GX事業に係る設備資金等については無担保とすることを明確化した新たな保証制度を整備する。

実現される姿

- 本件は、GX事業を行う際の資金調達を支援する仕組みの構築を目指すもの。
- **不動産等を保有しない幅広い事業者による無担保による資金調達が可能となれば、多様な事業者参入・資金調達の可能性が広がって、地域の中小企業のGX関連産業の開発や投資促進につながるもの。**
- まずは、GXへの投資が強く見込まれる北海道地域に限定し、試行的に運用を行うことで、保証制度の趣旨に合致した中小企業信用・GX事業推進等が図られるか、検証していくことが考えられるのではないか。

道・市の保証制度

北海道：ステップアップ貸付（ゼロカーボン）

- 【対象】次の(1)～(3)のいずれかに該当するもの
- (1)「ゼロカーボン・チャレンジャー」に登録したもの
 - (2)北海道地球温暖化防止対策条例に基づく「事業者温室効果ガス削減等計画書」について、知事への提出を要する特定事業者であるもの
 - (3)北海道地球温暖化防止対策条例に基づく「事業者排出量簡易報告書」について、知事への提出を行ったもの
- 【融資額】1億円
- 【資金使途】事業資金
- 【融資期間】1年超10年以内（うち据置1年以内）
- 【融資利率】固定金利：融資期間に応じて年1.1%～最大1.7%
変動金利：年1.1%（融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る）
- 【信用保証】北海道信用保証協会の保証が必要となる場合あり

札幌市：カーボンニュートラル推進資金

- 【対象】融資対象次の各号のいずれかに該当する中小企業者等
- (1)省エネルギー設備又は再生可能エネルギー設備を導入する者
 - (2)次世代自動車、V2H充電設備又は水素ステーションの導入者
- 【融資額】1億円
- 【資金使途】設備資金
- 【融資期間】15年以内（うち据置2年以内）
- 【返済方法】割賦返済
- 【融資利率】年1.00%以内
- 【信用保証】必要により信用保証協会の保証付とする。
- 【保証人】法人は必要に応じて要、個人は不要とする。
- 【担保】必要により担保を徴する。

⑰GX事業そのものの価値を担保化するGreen Mortgage制度の創設

実施場所・地域

札幌市
北海道全域

現状と課題

- GXに伴う産業構造の変化が生じている中で、工場等の有形固定資産を持たないスタートアップ等にとっては、代表者の資産の裏付けなしに融資を受けることは難しく、また、出資による資金調達だけでは経営者の持分が希薄化するため、成長資金を経営者の意向に応じて最適な方法で調達できる環境整備が必要。

必要な規制改革等

【根拠法令等】

【規制・制度改革の内容】

GX事業の安定性・成長性を加味し、事業そのものの価値を担保化する制度を創設する。

実現される姿

- 本規制緩和によりGX事業自体に担保性が認められれば、成長分野における資金調達手段の拡充や万一の事業者撤退等があった場合の円滑な事業承継など、GX事業への参画促進や再エネの安定供給につながる。
- 金融機関は、不動産担保や経営者保障に過度に依存せず、無形資産の活用等を含む、事業性に着目した融資に取り組みやすくなる
- 与信者は、経営者保証等に依存せず、事業のモニタリングにより経営悪化を把握しやすくなり、早期支援を実現できる

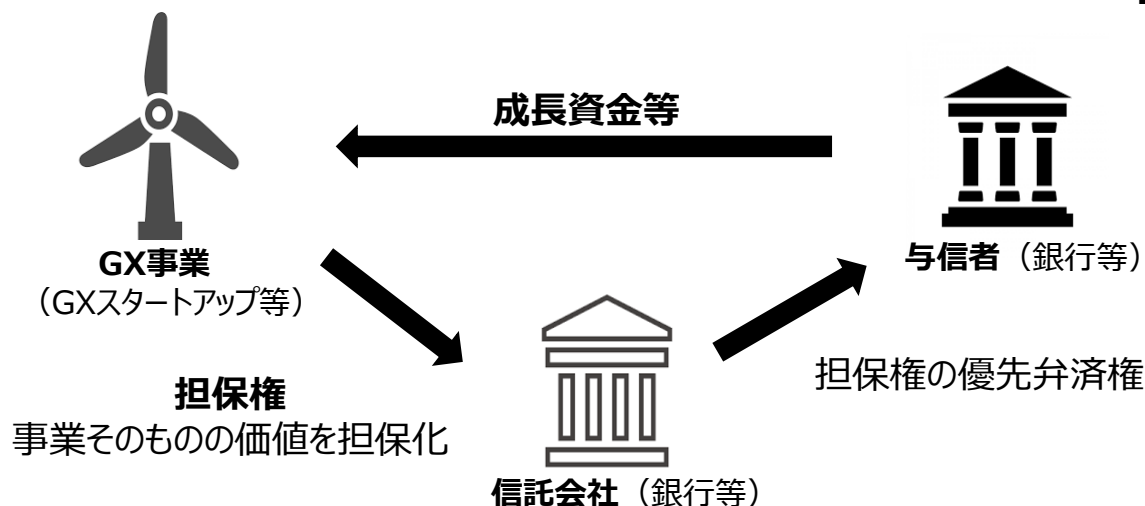
Green Mortgage制度の概要

■ 制度イメージ

■ G X 事業者の制度創設のメリット（想定）

- ・ 事業全体（無形固定資産を含む）を担保権の対象とするため、**事業の将来性**に着目した融資が促進される。
- ・ 事業価値が担保価値に直結するため、融資後も金融機関から**継続的にフォローアップ**を受けることができる。
- ・ 事業が再生局面になっても、経営者保証に依存しないため、**再挑戦の機会**を得やすい。

参考



現状と課題

- 銀行業高度化等会社への出資について、個別認可を都度取得することとする場合、迅速なビジネス展開に支障があること。
- 例えば、洋上風力発電事業は、事業毎に設立される特別目的会社（SPC）がプロジェクトファイナンスや出資により資金調達を行うことが一般的であり、地元地銀が当該SPCに対し15%程度出資をする場合、現行規制では、個別認可が必要となる。加えて、当該認可の審査基準は、通常の認可審査基準から加重された基準に基づく申請が求められる。
- 道内は洋上風力発電事業の具体的な検討が進む5つのエリアを有するほか、水素やバイオマス発電、次世代太陽光発電に関する事業や実証実験が多数展開されており出資検討対象が続くことが見込まれるが検討の都度、認可を取得していくことは合理的ではなく、より早く広くGX事業を推進していくことの懸念材料となる。

必要な規制改革等

【根拠法令等】

銀行法16条の2第4項、銀行法施行規則17条の4の3、銀行法施行規則17条の5第2項、銀行法施行規則17条の5の2第3項

【規制・制度改革の内容】

■銀行法施行規則17条の4の3に限定列挙されている一定の高度化等業務の内容に、新たにGX関連産業(脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動)を追加列挙する法令の改正。

実現される姿

- 地域の脱炭素とエネルギーの地産地消に向け、地元地銀が地場案件において大手エネルギー事業者等と連携して再エネ創出支援に取り組むことは、政府のカーボンニュートラル構想に合致し、また地方創生に資するものであり、取組み意義は大きい。
- 左記に記載の通り、洋上風力発電事業をはじめとするGX事業の出資検討対象が拡大することが見込まれるが、地元地銀が相応の規模で出資することで、株主として事業に主体的に関与することが可能となる。その結果、例えば、サプライチェーンへの道内企業の参入を要請していくことで地域を巻き込んだGX推進に繋げること、地元の意向を事業に反映させること、事業の健全性（ガバナンス）に貢献できる等の効果が期待できる。
- また、本規制緩和により、地元サプライチェーン構築の後押しや中小企業のGX事業への参画、地域の産業用・民生両面の再エネ導入拡大に繋がる。

道内のGX事業一覧（令和6年2月現在）

【水素】 合計7事業

合成メタン製造の実証実験
（構成員・出資者）北海道ガス（株）

【太陽光発電】 合計5事業

（株）エネコートテクノロジー（パ
ロブスカイト）
（構成員・出資者）苫小牧埠頭
（株）、日揮ホールディングス（株）

【風力】 合計12事業

■ 石狩市沖洋上風力発電事業
（構成員・出資者）開発事業者、建設
事業者、地域金融機関等
（株）、北海道ガス（株）

【蓄電池送配電】

■ 北海道北部風力送電株式会社
（構成員・出資者）（株）ユーラス
エナジーホールディングス、（株）
北海道銀行、（株）北洋銀行等

【CCUS】 合計1事業

【EV】 合計2事業

【地熱発電】合計4事業

森バイナリーパワー合同会社
（構成員・出資者）北海道電力
（株）、JFEエンジニアリング（株）、
東京 センチュリー（株）

【水力発電】合計2事業

【バイオマス発電】合計9事業

【バイオガス発電】 合計4事業

【バイオコークス】 合計1事業

【ブルーカーボン】 合計3事業

【データセンター】 合計2事業

再エネ100%で運営するデータセンター事業
（構成員・出資者）（株）Flower
Communications、北海道電力（株）、
東急不動産（株）

【エネルギーシステム】 合計2事業

現状と課題

- 海外企業・外国人が法人設立をする際の行政手続として、入管法に基づく上陸申請や在留資格認定証明書の申請が必要であるが、同法施行規則第62条の規定により、こうした申請等に必要添付書類が外国語による場合、日本語の訳文を添付することが必要とされている
- 日本語での記入については、記入ガイドやAIツール・翻訳機能等の利用も考えられるが、**日本語ができない手続き者等が自ら文字を読むことができず、結局は自ら真正性を確認することが出来ず行政書士等への委託に頼らざるを得ないのが実情**
⇒ **翻訳サービス、AIツール等を活用しての記載が不能**
- その際、**自らが文字を読むこと出来ない外国語の記載の真正性を担保するため、一定の信頼性を有する書士等を選定**することが必要で相当の手間や費用が発生するほか、**内容面についての自らの理解も十分広がらない**
⇒ 開業手続きに限らないものの、「金融創業支援ネットワーク」モデル事業の補助上限額は2,000万円
- 多数の手続きが存在するため、その都度、書式の確認や事業者への委託等を迫られる手間も存在し、スタートアップ等の事業者を含め、本邦への進出に相当の障害となっている旨が指摘されている
⇒ 株式会社全体で**平均約3週間**を要すると言われており、外国人であればさらに長い期間を要する見込み

必要な規制改革等

- **上陸申請や在留資格認定証明書の申請について、添付書類を含めて英語での資料提出を可能とすること。**
- 出入国管理及び難民認定法施行規則について、英語の場合には、添付書類の日本語訳文の提出を不要とするよう改正すること。

※手続きの予測可能性を高めるためにも、運用だけでなく、規定を変更することが必要。実際、札幌出入国在留管理局では、英語で記載された証明書等の添付資料については、基本的に訳文の添付を求めているとの指摘。

【根拠法令等】

出入国管理及び難民認定法施行規則第62条（抜粋）
法又はこの省令の規定により法務大臣、地方入国管理局長又は入国審査官に提出するものとされる資料が**外国語により作成されている**ときは、その資料に**訳文を添付しなければならない。**

実現される姿

- 海外企業・外国人が法人設立をする際の行政手続において、**日本語での書類の記載・申請が不要**となり、開業に掛かる時間や費用の負担が軽減される。
- 特に、事業者自身が確認を行うこと出来、内容やその真正性の理解が進むほか、**行政書士等への委託についても、手間や費用が軽減できる可能性もある。**
- こうした結果、「**国際金融都市**」としてのビジネス環境が整備され、海外企業（資産運用会社、GX企業等）の札幌市への参入促進、市内・産業の活性化に寄与することが考えられる。
- 英語であれば**申請側・受理側双方にとって比較的判別が容易であり**、英語に限って例外とすることが考えられる。

法人設立に係るオンライン手続き支援サービス（開業ワンストップセンター）の概要

- 英語を用いた法人設立等の手続については、地元自治体としても、**ワンストップでの支援センター整備やオンライン手続き支援のサービス利用などを進め、体制・支援の強化を図っていく方針**
- 札幌市では、「**ビジネス・暮らしの英語ワンストップ相談窓口**」を開設し、英語で、**ビジネス推進や従業員の暮らし等に関する相談対応をワンストップで行うコンシェルジュ機能を提供**していくほか、「法人設立ワンストップサービス」（デジタル庁による、法人設立手続きをオンラインを利用して実施するサービス）を活用するなど、**手続き迅速化も進めていく方針**
- また、キャッシュレスの推進、多言語・ピクトグラムでの案内表示を含めた**ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化**など、外国人を含む総合的な生活環境の向上も進めていく

本提案により呼び込みたい人材

- ファンド等の投資主体・投資家には、金融とインフラ双方の知見が必要であり、当市で実施した外国調査でも、海外GX投資家等で、ファンドに、再生可能エネルギー、金融・投資、インフラ投資の専門家を集約するなど、こうした人材の集約化や一体化、投資先または近隣拠点への人員配置等が進んでいることが確認されたところ。
- 就労資格に沿って具体的な想定を挙げると、「高度専門職」、「経営・管理」、「企業内転勤」、「スタートアップ」、また、現在別途要望を行っている「スタートアップ投資家」関連が主な対象として想定されると考えている。

現状と課題

- 法人を設立するには、商号、出資財産額、株式数等を記載した定款を作成して法務局の認証を得る必要があるが、運用上、**日本語が「正式」で、「外国語の部分は翻訳」である**とされている（日本公証人連合会）
- 定款の内容は、上記のほか、目的、発起人の氏名・住所・報酬、財産引受けの内容等であるが、いずれも、名称・計数・議決の手続き等に係る簡潔・定型的記述で同連合会による見本も公開されているが、漢字かな等の判読も出来ない外国企業等を活用しても**日本語ができない手続き者等は自ら読み書きすることができず、結局は自ら真正性を確認することが著しく困難であり、一定の信頼性を有する書士等を選定**することが必要で相当の手間や費用が発生するほか、**内容面についての自らの理解も広がらない**
- 多数の手続きが存在するため、その都度、書式の確認や事業者への委託等を迫られる手間も存在し、スタートアップ等の事業者を含め、本邦への進出に相当の障害となっている旨が指摘されている
⇒ 株式会社全体で**平均約3週間**を要すると言われており、外国人であればさらに長い期間を要する見込み
- 一方、日本国内での「英語」による記述であれば、簡潔・定型的記述であることもあって、連合会によるガイドや自動翻訳等により比較的容易に意味を理解することが可能であると考えられる

必要な規制改革等

【根拠法令等】

会社法第26条、第27条
公証人法第1条、第27条
日本公証人連合会ホームページ

【規制・制度改革の内容】

■ 株式会社の定款本書の英語提出の許可

⇒法文は必ずしも明らかでないが、運用により明確化を図ることが出来るのではないか（特区又は全国措置における対応）

■ 実体的な運営上も、英語で作成した書類の提出を認める

⇒公証人連合会や自治体による英語ガイドの充実等（特区又は全国措置における対応）

実現される姿

- 海外企業・外国人が法人設立をする際の行政手続きにおいて、**日本語での書類の記載・申請が不要**となり、開業に掛かる時間や費用の負担が軽減される。
- 特に、事業者自身が確認を行うこと出来、内容やその真正性の理解が進むほか、**行政書士等への委託についても、手間や費用が軽減できる可能性**もある。
- こうした結果、「**国際金融都市**」としてのビジネス環境が整備され、海外企業（資産運用会社、GX企業等）の札幌市への参入促進、市内・産業の活性化に寄与することが考えられる。
- 本件のほか、雇用保険、労働保険、健康保険、厚生年金保険（以上厚生労働省関係）、上陸申請や在留資格認定証明書の申請手続き（以上入管庁関係）についても、英語で手続きを実施することが出来るよう、規制改革を提案しているところ
※いずれも、様式・見本・記入言語のそれぞれに英語を導入し、日本語併記の場合には、英語も正本として認めることが出来るよう、要望している。
- 幅広い様式の英語化が実現することで、利便性が相乗的に改善することが期待される
- 英語であれば申請側・受理側双方にとって比較的判別が容易であり、英語に限って例外とすることが考えられる。

様式への記載が必要な事項

【例】実質的支配者となるべき者の申告書

- ・公証役場名
- ・認証担当公証人
- ・商号
- ・住所
- ・氏名
- ・国籍
- ・性別
- ・生年月日
- ・議決権割合 など

札幌市外国人市民アンケート調査

No.	カテゴリー名	回答数	%
1	言葉が通じなくて、コミュニケーションがとれなかった	148	40.1%
2	書類の書き方がわからなかった	147	39.8%
3	手続きの仕方がわからなかった	145	39.3%
4	専門用語が多くてわからなかった	135	36.6%
5	外国語の案内表示がなくて迷った	93	25.2%
6	職員の説明が足りなかった	44	11.9%
7	その他	50	13.6%
	無回答	5	1.4%
	全体	767	

現状と課題

- 法人を設立をする際には、会社法911又は913条、商業登記法17条に基づく登記申請が必要だが、商業登記規則第1条に規定された様式は日本語のみであり、実態としても日本語での記載・申請が求められている
- 商業登記の内容は、目的、商号、代表者の氏名・住所、資本金の額、監査役や執行役の氏名等であるが、いずれも、名称・計数・株式手続き等に係る定型的記述で法務省による見本も公開されているが、漢字かな等の判読も出来ない外国企業等は英語ガイドやAI機能等を活用しても**日本語ができない手続き者等は自ら読み書きすることができず、結局は自ら真正性を確認することが著しく困難であり、一定の信頼性を有する書士等を選定**することが必要で相当の手間や費用が発生するほか、**内容面についての自らの理解も広がらない**
- 多数の手続きが存在するため、その都度、書式の確認や事業者への委託等を迫られる手間も存在し、スタートアップ等の事業者を含め、本邦への進出に相当の障害となっている旨が指摘されている
⇒ 株式会社全体で**平均約3週間**を要すると言われており、外国人であればさらに長い期間を要する見込み

必要な規制改革等

- 【根拠法令等】
会社法911条、933条、
商業登記法第17条、
商業登記規則第1条
- 【規制・制度改革の内容】
■ **株式会社設立登記申請書（会社法911条）、外国会社に関する登記申請書（会社法933条）の英語様式を作成し、添付書類の英語提出も認める**
⇒ 特区における運用又は規則特例等の対応（特区又は全国措置における対応）
- **実体的な運営上も、英語で作成した書類の提出を認める**
⇒ 関係機関や自治体による英語ガイドの充実等（特区又は全国措置における対応）

実現される姿

- 海外企業・外国人が法人設立をする際の行政手続において、**日本語での書類の記載・申請が不要**となり、開業に掛かる時間や費用の負担が軽減される
- 特に、事業者自身が確認を行うこと出来、内容やその真正性の理解が進むほか、**行政書士等への委託についても、手間や費用が軽減できる可能性**もある。
- こうした結果、「国際金融都市」としてのビジネス環境が整備され、海外企業（資産運用会社、GX企業等）の札幌市への参入促進、市内・産業の活性化に寄与することが考えられる。
- 本件のほか、雇用保険、労働保険、健康保険、厚生年金保険（以上厚生労働省関係）、上陸申請や在留資格認定証明書の申請手続き（以上入管庁関係）についても、英語で手続きを実施することが出来るよう、規制改革を提案しているところ
※いずれも、様式・見本・記入言語のそれぞれに英語を導入し、日本語併記の場合には、英語も正本として認めることが出来るよう、要望している。
- 英語は、**申請側・受理側双方にとって比較的判別が容易**で他の外国語とは異なる性質。英語に限って例外とすることが考えられる。

様式への記載が必要な事項

【例】株式会社設立登記申請書

- ・商号
- ・本店
- ・登記の事由
- ・登記すべき事項
- ・課税標準金額
- ・登録免許税

札幌市外国人市民アンケート調査

No.	カテゴリー名	回答数	%
1	言葉が通じなくて、コミュニケーションがとれなかった	148	40.1%
2	書類の書き方がわからなかった	147	39.8%
3	手続きの仕方がわからなかった	145	39.3%
4	専門用語が多くてわからなかった	135	36.6%
5	外国語の案内表示がなくて迷った	93	25.2%
6	職員の説明が足りなかった	44	11.9%
7	その他	50	13.6%
	無回答	5	1.4%
	全体	767	

現状と課題

- 法人設立を行う際には、健康保険法施行規則第19条及び、厚生年金保険法施行規則第13条に基づく健康保険及び厚生年金保険の適用届出等を行う必要があるが、同規則で定められている様式は日本語のみであり、実態としても日本語での記載・申請が求められている。
- 日本語での記入については、記入ガイドやAIツール・翻訳機能等の利用も考えられるが、日本語ができない手続き者等が自ら真正性を確認することができず、結局は土業の利用が必要となるのが実情
- その際、自らが確認を行うことができない外国語の記載の真正性を担保するため、一定の信頼性を有する土業を選定することが必要であり、相当の手間や費用が発生する。
- 多数の手続きが存在するため、その都度、書式の確認や事業者への委託等を迫られる手間も存在し、スタートアップ等の事業者を含め、本邦への進出に相当の障害となっている旨が指摘されている。

必要な規制改革等

【根拠法令等】

健康保険法施行規則第19条、第24条
健康保険被扶養者（異動）届・国民年金3号被保険者資格取得届
厚生年金保険法施行規則第13条、第15条

【規制・制度改革の内容】

- **新規適用事務所の届出（健康保険法施行規則第19条、厚生年金保険法施行規則第13条）、被保険者の資格取得の届出（健康保険法施行規則第24条、厚生年金保険法施行規則第15条）、ローマ字氏名届（厚生年金保険法施行規則第15条）及び健康保険被扶養者（異動）届・国民年金3号被保険者資格取得届（健康保険法施行規則38条、国民年金法施行規則1条の4第2項）の英語様式を作成**
⇒雇用保険法施行規則の改正が必要

- **実体的な運営上も、英語で作成した書類の提出を認める**
⇒事務システムの改修、窓口運営の変更といった分野での対応が必要

実現される姿

- 海外企業・外国人が法人設立をする際の行政手続において、日本語での書類の記載・申請が不要となり、開業に掛かる時間や費用の負担が軽減される。
- また、健康保険及び厚生年金保険に係る手続き個別に限らず、広く英語での手続きが可能になった場合、土業との包括的な委託契約が不要になることで、さらに費用が軽減できる可能性もある。
- こうした結果、「国際金融都市」としてのビジネス環境が整備され、海外企業（資産運用会社、GX企業等）の札幌市への参入促進、市内・周辺の金融、GXをはじめとした産業の活性化に寄与することが考えられる。

様式への記載が必要な事項

【例】健康保険・厚生年金保険新規適用届

- | | |
|-----------------|------------|
| ・郵便番号 | ・厚生年金基金番号 |
| ・事業所所在地 | ・給与計算の締切日等 |
| ・事業所名称 | ・従業員情報 など |
| ・電話番号 | ・健康保険組合名称 |
| ・事業主氏名 | |
| ・問合せ先担当者名及び内線番号 | |
| ・業態区分 | |
| ・法人番号等 | |
| ・社会保険労務士名 | |

札幌市外国人市民アンケート調査

No.	カテゴリー名	回答数	%
1	言葉が通じなくて、コミュニケーションがとれなかった	148	40.1%
2	書類の書き方がわからなかった	147	39.8%
3	手続きの仕方がわからなかった	145	39.3%
4	専門用語が多くてわからなかった	135	36.6%
5	外国語の案内表示がなくて迷った	93	25.2%
6	職員の説明が足りなかった	44	11.9%
7	その他	50	13.6%
	無回答	5	1.4%
	全体	767	

現状と課題

- 海外企業・外国人が法人設立をする際の行政手続として、雇用保険法施行規則第6条等に基づく被保険者となったことの届出等を行う必要があるが、同規則で定められている様式は日本語のみであり、実態として日本語での記載・申請が求められている。
- 日本語での記入については、記入ガイドやAIツール・翻訳機能等の利用も考えられるが、日本語ができない手続き者等が自ら真正性を確認することができず、結局は土業の利用が必要となるのが実情
- その際、自らが確認を行うことができない外国語の記載の真正性を担保するため、一定の信頼性を有する土業を選定することが必要であり、相当の手間や費用が発生する。
- 多数の手続きが存在するため、その都度、書式の確認や事業者への委託等を迫られる手間も存在し、スタートアップ等の事業者を含め、本邦への進出に相当の障害となっている旨が指摘されている。

必要な規制改革等

- 【根拠法令等】
雇用保険法施行規則第6条、第141条
- 【規制・制度改革の内容】
- **被保険者となったことの届出様式（雇用保険被保険者資格取得届）及び事業所の設置等の届出様式（雇用保険適用事業所設置届出）の英語様式を作成**
⇒雇用保険法施行規則の改正が必要
 - **実体的な運営上も、英語で作成した書類の提出を認める**
⇒事務システムの改修、窓口運営の変更といった分野での対応が必要

実現される姿

- 海外企業・外国人が法人設立をする際の行政手続において、日本語での書類の記載・申請が不要となり、開業に掛かる時間や費用の負担が軽減される。
- また、雇用保険に係る手続き個別に限らず、広く英語での手続きが可能になった場合、土業との包括的な委託契約が不要になることで、さらに費用が軽減できる可能性もある。
- こうした結果、「国際金融都市」としてのビジネス環境が整備され、海外企業（資産運用会社、GX企業等）の札幌市への参入促進、市内・周辺の金融、GXをはじめとした産業の活性化に寄与することが考えられる。

様式への記載が必要な事項

【例】雇用保険被保険者資格所得届

- ・法人番号
- ・事業所名
- ・郵便番号
- ・事業所の所在地
- ・事業所の電話番号
- ・設置年月日
- ・労働保険番号
- ・事業主（住所、名称、氏名）
- ・事業の概要 など

札幌市外国人市民アンケート調査

No.	カテゴリー名	回答数	%
1	言葉が通じなくて、コミュニケーションがとれなかった	148	40.1%
2	書類の書き方がわからなかった	147	39.8%
3	手続きの仕方がわからなかった	145	39.3%
4	専門用語が多くてわからなかった	135	36.6%
5	外国語の案内表示がなくて迷った	93	25.2%
6	職員の説明が足りなかった	44	11.9%
7	その他	50	13.6%
	無回答	5	1.4%
	全体	767	

現状と課題

- 海外企業・外国人が法人設立をする際の行政手続として、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2等に基づく労働保険・労働基準関連の届出等を行う必要があるが、同規則で定められている様式は日本語のみであり、実態として日本語での記載・申請が求められている。
- 日本語での記入については、記入ガイドやAIツール・翻訳機能等の利用も考えられるが、日本語ができない手続き者等が自ら真正性を確認することができず、結局は土業の利用が必要となるのが実情
- その際、自らが確認を行うことができない外国語の記載の真正性を担保するため、一定の信頼性を有する土業を選定することが必要であり、相当の手間や費用が発生する。
- 多数の手続きが存在するため、その都度、書式の確認や事業者への委託等を迫られる手間も存在し、スタートアップ等の事業者を含め、本邦への進出に相当の障害となっている旨が指摘されている。

必要な規制改革等

- 【根拠法令等】
労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2等
- 【規制・制度改革の内容】
■ **労働保険・労働基準関連の届出様式（※）の英語様式を作成**
⇒関連規則の改正が必要
※ 労働保険関係成立届（労働徴収法施行規則4条）、労働保険概算保険料申告書（労働徴収法施行規則24条）、適用事業報告（労働基準法施行規則57条1項柱書、同項1号）、就業規則届（労働基準法89条1項、同法施行規則49条1項）、時間外労働・休日労働に関する協定書（労働基準法施行規則16条1項）
- **実体的な運営上も、英語で作成した書類の提出を認める**
⇒事務システムの改修、窓口運営の変更といった分野での対応が必要

実現される姿

- 海外企業・外国人が法人設立をする際の行政手続において、日本語での書類の記載・申請が不要となり、開業に掛かる時間や費用の負担が軽減される。
- また、雇用保険に係る手続き個別に限らず、広く英語での手続きが可能になった場合、土業との包括的な委託契約が不要になることで、さらに費用が軽減できる可能性もある。
- こうした結果、「国際金融都市」としてのビジネス環境が整備され、海外企業（資産運用会社、GX企業等）の札幌市への参入促進、市内・周辺の金融、GXをはじめとした産業の活性化に寄与することが考えられる。

様式への記載が必要な事項

【例】保険関係成立届

- ・労働保険番号
 - ・郵便番号
 - ・住所
 - ・会社名
 - ・氏名
 - ・事業の概要
 - ・事業の種類
 - ・加入済の労働保険
 - ・保険成立年月日
- ・雇用保険被保険者数 など

札幌市外国人市民アンケート調査

No.	カテゴリー名	回答数	%
1	言葉が通じなくて、コミュニケーションがとれなかった	148	40.1%
2	書類の書き方がわからなかった	147	39.8%
3	手続きの仕方がわからなかった	145	39.3%
4	専門用語が多くてわからなかった	135	36.6%
5	外国語の案内表示がなくて迷った	93	25.2%
6	職員の説明が足りなかった	44	11.9%
7	その他	50	13.6%
	無回答	5	1.4%
	全体	767	

現状と課題

- 海外企業・外国人が法人を設立する際に必要となる各種手続きは、所在地が異なる窓口での手続きが必要であり、日本語で申請書類の記載・申請等が求められることから、負担となっている。

必要な規制・制度改革

- 【根拠法令等】
—
- 【規制・制度改革の内容】
拠点サポートオフィスを札幌に開設する。

実現される地域の姿

- 金融庁・財務局が合同で東京兜町に設置する「拠点開設サポートオフィス」を札幌に開設し、新規に日本に参入する海外資産運用会社等について、ワンストップで、登録の事前相談、登録手続及び登録後の監督を切れ目なく英語にて対応できる体制を構築することで、北海道のGXのポテンシャルに関心を持つ海外への投資意向のある海外資産運用会社等の誘致の加速化を図る。

金融行政の英語化及びワンストップ化

新規に日本に参入する
海外の資産運用会社等

英語対応

ワンストップ

拠点開設サポートオフィス

新規参入に係る相談受付
登録審査／登録申請書の受付
登録後の監督業務
海外事業者への広報・プロモーション活動

サービス内容

「拠点開設サポートオフィス」では、以下の業務をワンストップで行う。

- 登録の事前相談
資産運用会社を含む全ての外国金融事業者からの、金融商品取引業の登録に向けた事前の法解釈やビジネスモデルに係る相談又は「投資運用業等登録手続ガイドブック」に関する照会等を、日本語・英語にて受け付ける。
- 登録手続
新規に日本に参入する海外の資産運用会社等について、条件に該当する場合には登録手続も英語にて対応する。
- 登録後の監督
登録手続を英語で行った海外の資産運用会社等に対する監督や当該資産運用会社等に対する検査は、「拠点開設サポートオフィス」が英語にて対応する。